

令和5年第2回 飯塚市議会会議録第2号

令和5年3月1日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 3月1日（水曜日）

第1 代表質問

第2 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。代表質問を行います。発言は代表質問事項一覧表の番号順に行います。6番 兼本芳雄議員に発言を許します。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

飯塚みらい会を代表いたしまして、代表質問を行わせていただきます。

まず最初に、施政方針の中で今回、「前文」の中におきまして、3年に及ぶコロナ禍からの社会経済活動の正常化に向け、大きな転換期を今年度は迎えており、本市としまして、ウイズコロナ時代に対応してまいりますというような表明がございましたが、具体的にどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行されることが決定されております。これまで3年にわたりますコロナ禍において、イベントなどをはじめ、様々な社会経済活動が制約されておりました。今回、5類に移行される大きな転換期となりますが、当然のことながら感染症対策は引き続き講じていく必要がございます。その上で、様々なイベントの開催やキャッシュレス化の推進、デジタル化の促進、さらにはスポーツツーリズムの取組などにより、交流人口の増加を図り、人の流れを回復させ、活発化していくことで、ウイズコロナ時代において、これまで停滞しておりました地域活動や社会経済活動などを正常化し、前に進めていくことができるものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今の答弁からいきますと、様々なイベントの開催が行われるということは、今まで中止になっていた花火大会とか、そういったことも今年度は、行っていくということで理解してよろしいですか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

その方向で考えてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に今回、未来を切り拓くための始動の年と位置づけと、新たな文言というか、目標といえますか、未来を担う子どもたちの成長を応援するまちというふうにおっしゃられていましたが、これはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

本定例会において、令和5年度の当初予算として提案させていただいております主な子育て支援等の市独自事業で申し上げますと、まず、未来の地域人財応援事業に取り組みます。これは、多子の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、現に18歳未満の子を2人以上養育しており、第3子以降を出産した世帯に対して、1子当たり10万円の応援金を支給するものです。併せて、本市の未来を担う人財である子を養育している世帯の経済的負担の軽減を目的として、小学校、中学校の入学時に1児童当たり5万円の経済的支援を行います。また、妊産婦のマタニティブルーや産後うつを防ぐため、心と体をケアし、元気な出産・子育てができるよう妊産婦向けの運動教室や相談をオンライン及びオンサイトで開催する妊産婦運動相談事業など、新規事業として予算計上しており、未来を担う子どもたちの成長を応援し、本市で安心して産み育てることができるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

新たな取組をされるということですので、またちょっと後ほどお伺いさせていただこうと思っています。

次に、「人権・市民参画について」なんですが、男女共同参画の推進におきまして、イクボス推進事業、女性活躍のための取組は、行っていかれるということですが、これはどのような計画を考え、第2次飯塚市男女共同参画後期プランの目標とされているのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

第2次飯塚市男女共同参画後期プランでは、基本目標の1つに、あらゆる分野における女性の活躍推進を掲げており、その方策の1つとして、イクボス推進事業に取り組んでおります。今年度、市役所での取組といたしましては、課長級職員全員がイクボス宣言を行い、イクボスの推進に取り組んでおります。また、市内事業所でも令和5年1月末現在で、今年度新たに15社がイクボス宣言を行い、平成30年度の事業開始からイクボス宣言事業所は88社となっております。今後は、イクボス宣言を行った事業所を対象に社会保険労務士等の有資格者を無料で派遣し、働き方改革の実践等について助言を行うことで、女性活躍の成功事例となる事業所を増やしていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では今、イクボス推進事業についてお伺いいたしましたが、それ以外で女性活躍のための取組というのは、行われるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

イクボス推進事業以外では、女性活躍の重要性を組織内外に向けて発信し、女性活躍を加速させるため、内閣府男女共同参画局が主催する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に市長が参画いたしております。また、男女共同参画の推進に実践的、先駆的に取り組まれている方を表彰する福岡県男女共同参画表彰を受賞された市内女性の活動内容を、市公式ユーチューブで公開したり、企業経営で活躍されている女性をクローズアップし、市報などで紹介する取組も行っております。今後は女性のキャリアアップ向上を図るためのセミナーの開催や、女性が活躍できる家庭づくりを目指すための家事・育児シェアシートの配付等を考えており、女性が活躍できる飯塚市を今後も目指していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ただいま部長のほうから答弁いただきました。イクボス推進において、イクボス宣言事業所を増やす取組は、現在もこれからも行っていくということは分かりました。実際にイクボスを企業が行っていく上で、今回働き方改革の助言等を行われるということですが、結局はイクボス宣言をさせる事業所を増やして、働き方改革に助言を飯塚市が行っていくということですね。私は、以前もちょっと一般質問させていただきましたが、そのイクボス宣言を行う企業というのは、前回質問させていただいたときと比べても余りちょっと増えていないような気がしています。これはやはりイクボス宣言をしてどうなるかということが、企業としても分かっていच्छゃらないのであるとか、様々な課題点があるのではないかと思うんですね。飯塚市として次のステップに進むためには、そういった課題点を見い出して、それに対する対策を施策として行っていかなくてはいけないのではないかと思っておりますが、私はそう思うんですね。

そこでちょっと副市長にお尋ねしたいんですけども、事業所がイクボス宣言を、今私が言いましたようにしたからといって、イクボス事業が推進していくというふうに本当に思われているのか。そしてイクボスを推進していく上で、事業所をもっと増やしていく、それから今言いました働き方改革以外の方策というのを見い出していかないと、と思うんですけども、副市長としては、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

私も今、質問議員がおっしゃられますとおり、このイクボス宣言をする、していただくということで、まず当然、我々市役所としても数にこだわってきたところがございます。ただご指摘のとおり、これがどんどん増えていったからといって、中身を改善されないと、これは意味がない。働き方改革を、本当に多様化するこの社会情勢の中で、これを推進していかないと宣言をしたからといって、中身がついていかなくては全く意味がないというふうに感じております。担当部長も言いましたように、当然、数を増やしていくことも今後継続はしていきますけれども、今言うその中身、実態、そういったものについても根本的に改善されるべきところは、改善されていくような協力等を行っていかればと、そういうふうに考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

私も一つが社内の意識改革、企業の意識改革とイクボスを行っていくということは、それなりのやはり人材というのが必要になってくるのではないかと考えています。そういったことをどのように、飯塚市のほうで施策としてやっていけるのかということが課題だと思っています。このイクボス事業の推進というのは、様々な効果が上がっているということは全国的に、それに世界的にも効果が上がっているということは、私も理解していますので、本市においてもイクボスの推進というのをもっと加速していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、協働のまちづくりの推進についてお尋ねいたします。自主自立した協働のまちづくりとは、どのような方向性で、どのような計画をお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、交流センターを拠点とし、多くの市民が参画している自治会やまちづくり協議会など、地域活動団体が地域の活性化やコミュニティーの再構築など、様々な課題を自ら解決していく自主自立した協働のまちづくりを進めています。その一つのステップとして、まちづくり協議会の法人化、そして交流センターの指定管理者制度導入を考えております。第2次飯塚市総合計画では、交流センターの指定管理者制度導入目標値を令和8年度までに3センターといたしております。全市的に一斉にまちづくり協議会の法人化や交流センターの指定管理者制度導入をすることを考えておりません。地域の意向、適切な運営のための人材確保など、体制が整ったところから順次進めていくこととしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今回の自主自立した協働のまちづくりとは、まちづくり協議会の法人化、そして交流センターの指定管理者制度導入ということをお考えということですか。まちづくり協議会というのは、交流センターの指定管理を受けるためには、法人化を必ずしないといけないのかと。例えば、まちづくり協議会が展開する活動というのは多種多様であります。全国的にもNPO法人をはじめ、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社など多様な法人制度が活用されています。法人格を取得するには、それぞれの法人格に基づいた構成であったり、例えば株式会社であれば出資なんかもなくちゃいけないと、そういったものが必要になります。地域の住民で組織するまちづくり協議会、飯塚市におけるまちづくり協議会の大きな意義、この本来の趣旨と異なってくるのではないのかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まちづくり協議会が交流センターの指定管理を受けるには、法人化が必須条件ではございません。ただし、任意団体の場合、第三者との契約行為や資産保有など、代表者個人の名義となり賠償責任などで限界が出てまいります。代表者の負担軽減と活動の継続性を確保するためにも、法人化の取得が必要と考えております。全国的に見ても、まちづくり団体が法人化しているケースは少なくないので、先進地の調査を行い、法人の種類、法人の組織形態について、まちづくり協議会の皆さんと情報を共有し、丁寧に進めていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

まちづくり協議会が交流センターの指定管理を行うということは、独自の運営ができて、地域の活性化に寄与するのではないかということに関して、そうではないかというふうに私は理解しております。ただ、まちづくり協議会の法人化という組織体制を考えると、先ほどちょっと質問しましたけれども、様々な飯塚市のまちづくり協議会の方針と法人化というのが、どのように同じ方向性に成り立っていくのかといったような課題というのがあると考えています。今、部長のほうがおっしゃいましたように、本市のまちづくりの考え方と相違がないような法人化ができるようにしっかりと研究していただき、できれば早期実現に向け取り組んでいただきたいと思います。

次に、「行政経営について」、お尋ねします。広域行政についてお尋ねいたします。現在の嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンが今年度までのビジョンになっていると思いますが、これまでの共生ビジョンに基づき、2市1町で様々な連携事業に取り組んでこられたと思います。まず、どのような成果があったのか、また、どのように見直しを行われたのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンにつきましては、圏域への定住促進に向けた機能の充実や地域の魅力向上のため21の具体的な取組を掲げ、2市1町で連携して推進しているところでございます。これまでの主な成果といたしましては、まず圏域の魅力発信といたしまして、2市1町の観光資源を生かした広域観光ルートを、今年度までに10ルート作成しており、作成した観光ルートにつきましては、順次、観光客や旅行会社等へPR活動を行い、圏域外からの誘客促進に取り組んでいるところでございます。また、圏域外からの移住の促進に関しましては、2市1町と地元金融機関8行との間で、圏域内に移住される等で住宅ローンを利用される方に対しまして、金利を優遇する移住定住連携協力に関する協定を締結いたしております。また、嘉飯圏域への移住定住の促進を図る取組を進めております。そのほか2市1町合同で住宅メーカーへのPRや移住フェアに参加するなど、圏域の魅力を発信し、移住促進に取り組んでまいりました。

次に、共生ビジョンの見直しの経緯でございますが、まず今年度、当初から現在のビジョンに掲載しております連携事業の内容の見直しの必要性や、新規事業の検討、また廃止事業の確認を2市1町で行いました。見直しに当たりましては、これまでの進捗状況や成果の検証を踏まえた上で、素案を作成いたしまして、有識者会議や2市1町の首長及び副首長で構成いたします形成推進会議におきまして、素案に対する意見聴取等を行い、また住民意見募集を実施いたしまして、第2次共生ビジョンを作成したという経緯でございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今年度、今、部長のほうで答弁された経緯で、現在の嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの見直しを行い、第2次共生ビジョンを作成されたということですが、新たなビジョンに基づく圏域全体の活性化へのビジョンは、どのように考えられているのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

共生ビジョンの見直しに当たりましては、これまでの進捗状況や成果の検証を踏まえまして、2市1町で協議・調整を行いながら、実施をしてきたところでございます。見直しの主な内容でございますが、先ほども成果ということで答弁いたしましたけれども、現行ビジョンの期間中に、2市1町の観光資源を生かして、10の広域観光ルートを作成いたしております。新たなビジョ

ンの期間中には、これまで作成した広域観光ルートのさらなる広報、PRに強力に取り組むことにより、圏域への誘客促進による交流人口の増加を図っていくことを目的とする見直しを行っております。

また、各市町には、様々な体育施設が存在しておりまして、来年度開館いたします本市の新体育館もそうでありまして、圏域内の住民の方が相互により利用しやすくなる仕組みづくりを、第2次共生ビジョンの期間中に行っていくという項目を新たな連携事業として盛り込んだところでございます。圏域を活性化するためには、圏域外からの人の流れをつくり、定住促進を図ることが非常に重要な要因の一つであると同時に、医療資源や大学などをはじめとした様々な施設に加え、人も貴重な地域資源であり、人材育成の取組を通じて、将来を担う若者が定住し活躍できる圏域となっていくことで、活性化につながるものと期待をいたしております。今後新たに策定いたしました第2次共生ビジョンに基づき、2市1町で引き続き連携し、さらなる圏域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

広域観光を、これから計画はできたので、これを今後、実際に取り組んでいこうということですね。それから新たな計画として、体育施設に関して、各市町にある体育施設を圏域で有効に活用していこう。それからもう一つが人材、人も地域資源であるので、人材育成に取り組むと。大きな3つの取組を今回、圏域全体の活性化へのビジョンということでお考えということですね。一つちょっとお尋ねしたいのが、体育施設について、圏域内の住民がより利用しやすくなる仕組みづくりというのは、ちょっとイメージが湧かなかったんですけど、例えば利用料金などが飯塚市、嘉麻市、桂川町の中で同じ住民の皆さんが同じ金額とかで利用できるのか、そういったことなんでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今、おっしゃるとおり利用の仕方がしやすくなるやり方としては、もうまずは、市内料金と市外料金の区分の仕方を2市1町で考えていきたいと思いますというのが一つ。それともう一つは、申込みが市民であれば早く申込みができる。その仕組みを2市1町の住民であれば、同じような形で申込みを早期にできて、それ以外の人との格差をつけていこうとか、そういうことをすることによって、より使いやすいスポーツ施設にしていきたい、そういうのを2市1町で検討していきたいということでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

分かりました。ちょっと要望なんですけれど、文化施設についても、同様な取組というのを行うことができないかなと思うんですね。様々なところに、やはり文化施設もあると思います。金額の問題等々があるので、ちょっとコスモスコモンの利用料が高いので、別の施設を使いたいとかいうような方もいらっしゃると思います。そういったことを考えて、ちょっと文化施設についても、一緒に考えていただければなと思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、公共施設の適正配置についてお尋ねしますが、これはどのような計画なんでしょうか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

公共施設等の適正配置に関する取組は、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に基づいて進めているところでございます。本市の公共施設等は、1人当たりの床面積が類似団体と比較をいたしまして約1.8倍ございまして、老朽化も進行しており、その全てを大規模改修や更新していくことには、財政的に非常に困難であることから、総量最適化といたしまして、公共建築物の総床面積を30年間で約19.3%縮減することを目標に掲げ、現在取り組んでおるところでございます。今後、人口減少等によります公共施設等の利用や、需要が変化していくことが予想されますことから、長期的な視点を持って施設の統廃合などを計画的に行う必要がありますが、これまで公共施設等が果たしてきた地域のまちづくりや防災拠点としての機能が著しく低下することのないよう公共施設等の役割、機能に応じて、効率的で効果的な配置を進めていくものでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今回、この計画的な維持管理、適正配置による財政負担の軽減、平準化に取り組まれるということですが、これは具体的に財政負担の軽減、平準化に取り組み方というか、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

公共施設等の統廃合による適正な配置を行うことで、施設の維持管理費の軽減、また施設に不具合が生じてから補修等を行う事後保全ではなく、定期的な点検や劣化の進行予測により、不具合の発生前や損傷が軽い早期の段階での補修といった予防保全を計画的に実施いたしますことで、トラブル予防だけでなく、維持管理経費の軽減、平準化が期待できるものと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

よく分かりました、ありがとうございます。今までのこの公共施設の適正配置についての答弁の中で、1つちょっと気になったのが、公共施設の統廃合により公共施設が果たしてきた地域のまちづくりや防災拠点としての機能が著しく低下することがないようにと答弁されましたが、この公共施設の統廃合によって、少なくとも今までの拠点としての機能が低下する地域があるということをお考えなのでしょうか。もしそうであるならば、その機能低下というのを防いでいくことはお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

公共施設等は、地域のまちづくりや防災拠点としての機能を担っている地域の拠点施設と本市全体を対象といたしました大規模な公共施設等に分けられます。地域の拠点施設は、地域コミュニティー維持のため多機能化とともに、各地域に適正配置をし、大規模な公共施設等は交通の利便性といったものを考慮する配置とするなど、公共施設等の減少に伴う著しい市民サービスの低下を招かないようにいたしてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということは、市全体を対象した大規模な公共施設と、あと地域のまちづくりや防災拠点とし

て機能を担っている地域拠点といったものを考えて、そして適正配置を行っていくということで、機能の著しい低下というのは防いでいくような方向で考えていらっしゃるということによろしいですかね。分かりました。

次に、利活用策がない公共施設等の跡地・跡施設等の未利用財産の売却方法についてお尋ねしたいと思うのですが、これは売却方法なんですが、今後どのように行っていくのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

市有財産の売却につきましては、原則一般競争入札により実施をいたしております。ただし対象物件によりましては、これまで使用されていた経緯やまちづくりの観点から、土地利用の制限や誘導が必要であると判断したものとしましては、条件付一般競争入札や公募型プロポーザル方式による売却を実施をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、現時点において、私の住んでいる地域とかもそうなんですけれど、数多くの未利用財産が残されたままのように思います。この状況が続けば、やはり雑草が生えたりとか、そういった維持管理です。あと相当の費用がかかるのではないかと。そうすれば市への財政負担が増えてくる。こういったことを考えると、早急に未利用財産に関しては売却を進めるべきではないのかなというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

質問議員がおっしゃるとおりだと考えます。現在、数多くの未利用財産が残っております。中には用途廃止後、長期間経過している施設もあり、このまま放置いたしますと既存施設の老朽化が進行し、倒壊等のリスクも十分に考えられることと思っておりますので、早急に売却を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

土地利用の制限や誘導が必要であると判断された物件の売却というのが、公募されてもなかなか進んでいないように思っているんですね。これは多分進まない理由というのが、購入者からしてみれば、購入するその魅力とかそういったものがなくなってしまうのではないかと。というふうに考えます。その原因は、今一度整理してもらい、解決する取組というのが必要だと思います。売却すべきか、もしくは、もう地域で有効活用するのか、はっきりと方向性を考えてもらった上での財産をどうするのかといったことを、何でしょう、公募型プロポーザル方式とかによって行っていくという形でしていかれてはいかがなものかと思っておりますので、ちょっとご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、「健幸・子育てについて」、お尋ねします。国が国民健康づくり対策として作成する健康日本21は、令和5年春頃をめどに次期プランを公表する予定となっております。また、令和4年10月に自殺対策の指針として新たな自殺総合対策大綱を決定しました。当然そういった国や県の動向を踏まえての本市の健康づくり計画及び自殺対策計画の第2次計画を策定されると思いますが、第1次計画での本市の課題をどのように把握し、第2次計画に反映させるご予定でし

ようか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

2つの計画の進捗管理及び評価は、本市の附属機関でございます飯塚市健康づくり食育推進協議会において行うこととなっております。特に令和5年度は、第2次計画の策定年度となりますので、第1次計画の振り返りを行い、成果と課題についても、健康づくり食育推進協議会で検証していただくように考えております。その検証結果、それから国、県の動向を踏まるとともに、市民アンケートを実施し、市民の健康づくりや自殺予防に関する意識や関心、生活課題などを把握し、令和6年度からの開始となる第2次計画の策定を行っていく予定といたしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

我が国の健康水準は、戦後大きな発展を遂げ平均寿命は延びていますが、近年は多様な健康課題が明らかとなっており、社会情勢等も大きく変化が見られています。また、依然として自殺者は年間2万人を超える水準で推移しており、コロナ禍で女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化してきました。健康づくり計画や自殺対策計画は、市民の生活に大きく関係があり、本市が目指す健康寿命の延伸によって重要な計画となりますので、計画の見直しに当たっては、市民の意見を尊重していただき、実行可能な計画の策定を要望しておきます。

次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりのため、新たに開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてお伺いしたいのですが、この事業は、令和2年4月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施という新たな制度が始まり、後期高齢者の医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持、フレイル予防に努める新たな仕組みであると認識していますが、もう少し分かりやすい説明をもらえたらと思います。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

国の医療保険制度は、75歳になると保険者が市町村や健康保険組合などから、後期高齢者医療広域連合となります。健診以外の生活習慣病などの疾病予防や、重症化予防などのきめ細かな取組が広域連合ではなかなか実施できにくいいため、保健事業の連続性や継続性を図るために広域連合がノウハウを持った市町村に委託して実施する事業のことでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ではこの事業、本市は令和5年度よりどんな取組をなされるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、健幸保健課、高齢介護課、医療保険課の3課が連携し、福岡県後期高齢者医療広域組合と協力して、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に令和5年度から取り組むことといたしております。健診や医療、介護に関するデータなどを分析し、地域の健康課題を把握する企画調整担当保健師を健幸保健課に配置し、

高齢介護課とともに高齢者に対する個別的支援と、通いの場などへの積極的な関与などを行います。また、1人でも多くの高齢者の状況を把握し、ハイリスク支援者にアプローチして、個別支援ができるようにするため、医療保険課で75歳以上の方の後期高齢者健康診査受診率を向上させる取組を実施してまいります。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

市役所内での横断的な取組には、関係部局との取組体制の整備や役割分担及び連携体制の構築等の体制整備が重要となるということが分かりました。庁内で十分に協議して、連携強化を図り、本市の掲げる高齢者が元気で活躍できるまちの実現の一助となる健康寿命延伸事業の取組として進めていただきたいと思います。

次は、2025年問題を見据えてということなんでしょうけれども、第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、この3年間で行われるということですが、どのような計画をなさるのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

今回策定する第9期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年が到来することもあり、大きな節目を迎える計画になるものと認識しております。高齢者の増加に伴いまして、要介護認定者が増加し、介護給付費も増加し続けている現状は全国的な社会問題となっております。本市における65歳以上の高齢者人口は、令和2年度をピークに減少に転じてはいるものの、75歳以上の後期高齢者人口は、今後も増加が続く状況であり、介護給付費の状況は、全国的な傾向と同じく、増加し続けるものと予想されております。この問題の解決に向けまして、フレイル予防をはじめとする介護予防事業に力を入れ、健康寿命の延伸を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化を加速させる必要がございます。限りある社会資源を有効活用しながら、現在の計画においても基本理念といたしております高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現が具現化できるような計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、子育て支援の推進について、お尋ねいたします。市独自の経済的支援等々は先ほどご説明いただきましたが、まず子育てにおいて、オンライン等を活用した伴走型の相談支援ということも言われていらっしゃるかもしれませんが、具体的にどのようなことなのか、お示しいただけますか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

SNSにつきましては、様々な媒体がございますが、本市ではLINEを活用した相談を実施いたします。なお、相談を受ける中で、面談が必要となってくる場合、面談は対面を基本としておりますが、何らかの事情により、対面がかなわない場合には、オンラインによる面談にも対応しております。また、出産・子育て応援事業において、妊娠届出時、妊娠8か月時、出産届出時以降にそれぞれアンケート調査を実施しますが、その際は、電子申請で回答ができるようにいたしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、先ほどお話がありました未来を担う子どもたちの成長を応援するまちという施策というのは、今回、目玉政策なのかなと思っておりますけれども、今説明のあった伴走型の相談や、経済的支援事業や未来の地域人財応援事業というのは、これから恒久的に行う事業なのでしょうか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

伴走型の相談、経済的支援を行う出産・子育て応援事業につきましては、国の事業でもありますので、今後詳細が示されてくるものと考えておりますが、相談事業については継続して取り組んでまいります。また、市独自の事業であります未来の地域人財応援事業についてでございますが、国において、子育て世帯への経済的支援の拡充を図る検討がなされておりますので、国の動向や本事業の効果を図るとともに、本市の財政状況等を考慮しながら、事業継続の検討をしてみたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということは、伴走型の相談に関しては、継続していかれると。それ以外の部分に関しては、国の動向を見ながら、どうするか決めていくということによろしいのですか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

出産・子育て応援事業の給付については、国の事業となりますので、国の動向を注視してまいります。また、市独自の未来地域人財応援事業につきましては、財源の関係もございますので、先ほど申し上げましたとおり、本事業の効果を図るとともに事業継続の検討を引き続きしてまいります。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

なるほど分かりました。もっと何か市が独自でこの3つを頑張るぞということで、私は表明されたのかなと思ったんですけど、そうでもないようなんですね。その辺がちょっと残念なんですけれど、ちょっとそこの経済的支援といったところで一つ、考えられないかと思うことが、今高校生や大学生のいらっしゃる家庭というのは、かなりやはり経済的に大変な状況だと思うんですね。逆にその辺りに飯塚市として、何か支援できないかというのを考えていただけないかなと思っております。例えば今、返還免除型の奨学金があるではないですか。これは募集人数は、あんまりそんなに十何人とか、そのぐらいですよ。これをもっと例えば枠を増やすとか、例えば世帯の収入なんかも条件がありますよね。その辺りや、ほかの奨学金との併用ができるとか、ちょっと貸付け要件の緩和とかできないものなのかなというふうに思っています。というのが、例えば年間利用者が100人いたとします。この方たちが卒業して、給付型は飯塚市に定住していただくことが前提でしょう、100人いて、例えば5年で考えたら500人増えるんですよ。10年で考えたら1千人増えるんです。今後、飯塚市は新たな事業を増やして、飯塚市にいろいろな事業所を持って来ようというようなお考えもあるわけですし、そういった意味では、この奨学金を増やすということで、今、一番飯塚市の人口的に少なくなっているところも、増えていくのではないのかなと思っております。そういったようなことで高校生や大学生のいる家

庭の支援というのも、ちょっとぜひ考えていただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、放課後児童クラブについてです。放課後児童クラブの支援員については、賃金の改善や高齢化といったものが、課題となっているということを、私は9月議会で指摘させていただきました。それらを解消するためにどのように取り組むおつもりなのかをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

放課後児童クラブ支援員における人材確保の課題でございますが、まず、1点目の賃金の改善につきましては、委託料の算定におきまして、人事院勧告によるベースアップの反映のほか、現行の処遇改善を継続するとともに、専門的知識を持たれている常勤の支援員さん方に対して、手当を設定するなど、国及び県の補助金を積極的に活用していきたいというふうに考えております。また、高齢化の問題につきましては、近隣の大学や短期大学への働きかけ、またインターンシップの積極的な受入れのほか、短時間就労に関する周知の拡大などに努めることで、若年層の方も働きやすい環境づくりを目指していきたいというふうに考えております。いずれの課題につきましても、勤務体系や働き方の改善について調査研究を進めながら、委託先でございますNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会と十分に協議の上、課題解決に向けた人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

これはNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会でもやはりこの支援員さんの問題というのは、この先どうなのかということで、大変危惧されていると聞いております。これは理事会等ありますよね、そういったところでやはり現状を説明された上で情報の共有化や課題の共有化というのを、教育委員会も図っていただかないといけないのではないのかなど。支援員の確保というのは別々に動いていても多分駄目だと思うので、積極的にやはりそういったところ、理事会等とかで青少年健全育成連絡協議会と情報の共有化とか、課題の共有化というのを行っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、障がい者福祉における障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくりということについてと地域社会の福祉充実において、第3期飯塚市地域福祉計画に沿って推進する本市が目指す地域福祉の充実ということについては、この2つは関連のある福祉行政になると思いますので、一括した質疑を行わせていただきます。まず本市における各計画に沿って、地域福祉の推進を進めるというふうにございますが、地域福祉計画、障がい者計画の福祉行政を推進する上での位置づけや計画の推進に向けた進行管理はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

飯塚市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定する市町村地域福祉計画であり、福祉分野の個別計画の上位計画として、地域福祉を総合的に推進する理念を示し、これらの個別的計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、行政や保健・福祉等の関係団体と市民が一体となって支え合う地域の仕組みづくりに取り組むための計画でございます。そのため計画には、地域の様々な生活課題を解決するための仕組みづくりに向けた将来像やその目標達成のための行政の関係団体、地域住民の役割を明らかにし、その具体的取組や連携と協働の在り方等を記載しており

ます。また、計画推進に当たっては、飯塚市地域福祉推進協議会において、各施策分野における計画の進捗状況を把握しながら、点検を実施しております。飯塚市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけ、その計画推進に当たっては、飯塚市障がい者施策推進協議会におきまして、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、点検を実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

地域福祉の充実のため、市民、地域及びボランティア団体等の協働によるお互いを尊重し支え合い、助け合う協働の地域づくりを推進していくというふうにございますけれども、地域福祉の推進においては、地域の実情に合った地域活動が行われるよう市全体での取組が重要であり、市民生活に最も身近な自治会の範囲において、民生委員の活動は非常に重要なものとなります。民生委員の成り手不足及び高齢化が問題視されていますが、本市においても同様の状況であると聞いております。本市の見解、委員の人材確保をどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

民生委員・児童委員の成り手確保が全国的な課題とされる中、令和4年12月に委員の3年ごとの一斉改選が行われました。そのときの状況といたしまして、民生委員・児童委員の条例定数272名に対して、配置が249名で、欠員が23名の状況となっております。また、年齢構成におきましても、65歳以上の方が83%を占めており、高齢化が著しい状況でもございます。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役でもございます。一人暮らしの高齢者世帯、生活に困窮している世帯、子育て中の世帯の見守りや支援を行い、行政区や自治会等の福祉活動に協力していただく地域になくてはならない存在でもございます。活動内容は年々多岐にわたっており、有識者が仕事と委員活動を両立することが難しく、さらには一般の労働年齢が上がってきていることから、委員層の若返りを困難なものにする一因とも考えております。このようなことから、民生委員・児童委員制度や、その活動に対する理解を広め、人材確保に努めるため、全国民生委員・児童委員連合会では毎年、民生委員・児童委員の日、活動強化週間において全国の民生委員・児童委員が組織的なPR活動を展開し、住民や関係機関、団体に民生委員・児童委員の存在や活動につきまして、さらなる理解を得ることを目指しております。

本市におきましても市役所ホームページにPR記事を記載するとともに、飯塚市民生委員協議会及び児童福祉月間のはり旗を市内公共施設等に設置、その活動強化週間の取組として、街頭活動等を実施しているところでございます。また、全国市長会におきましても、民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくり等、地域福祉施策の充実強化について要望活動を行っており、今後も継続した活動が必要であると考えております。このような状況の中、本市としましては、民生委員・児童委員制度を守り発展させていくために、民生委員・児童委員協議会組織の充実と民生委員・児童委員への支援、民生委員・児童委員候補者の選出について関係団体へ働きかけを行うことを、今年度の事業計画の重点目標の一つに掲げ、活動を継続して行っていく必要があると考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

活動内容も非常に多岐にわたり、ボランティアで行っていただいている民生委員の方々には本当に感謝いたしております。

担い手不足は深刻な問題です。有識者が仕事と委員活動を両立することが難しく、さらには一般の労働年齢が上がってきていることから、委員層の若返りが困難なものであると考えられていらっしゃるということですが、だからという理由でなり手はいないよねでは、済まされないと思っています。民生委員の活動内容というのは、専門的かつ多岐にわたっていらっしゃる、先ほど言われていましたけれども、そのとおりだと思っています。地域福祉施策の充実強化について、今までの考え方では、担い手確保がもうできない時代になってきているということは、明白ではないのかなと思っています。この際、この担い手をどうしたらいいかという考え方自体を、もう変えて、新たな考え方を行って民生委員の在り方というのを再考されるほうがいいのではないかと思いますので、その辺りをご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、生活困窮者への対応についてお尋ねいたします。生活困窮者への対応には新聞等々でも出ていますけれど、フードバンクの活躍等がよく新聞とかで、取り上げられていますけれども、この連携についてはどのような方向でお考えなのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

本市では、令和2年に2つのフードバンク団体が設立されております。この間、コロナ禍における生活困窮者への食料支援ではJ A福岡嘉穂のご協力による支援や、飯塚市社会福祉協議会との連携による食料支援に取り組んでまいりました。その折には、各フードバンク団体にご協力をいただき、食料配布にご協力をいただくなど、こうした活動を通じて各フードバンク団体との連携と協力関係を構築してまいっております。それぞれの団体には独自の企業や個人、また都市部のフードバンク団体の協力により寄贈された食料品をそれぞれ定期的実施する食料配布会等で、独り親世帯や外国人留学生など、生活に困窮された方々に無償で提供し、食品ロスの削減と生活困窮者支援を両立される取組を実施されているところでございます。

また食料配布会とは別に、個別の食料支援の相談にも対応されておりましたが、こうした個別の支援を相談される方の多くは、困窮状態が深刻であり、食料品の提供だけでは解決に至らないケースが多く見られておりました。このようなことから、これらの方々への対応につきましては、フードバンク団体と協議を行い、食品の譲渡に関する基本合意を取り交わすことで、フードバンク団体から提供を受けた食料品を、生活自立支援相談室並びに生活支援課が常備し、フードバンク団体に個別の支援の相談があった場合には、生活支援課へつないでいただき、相談者へ食料品をお渡しする際に、個々の世帯が抱えられた課題に応じて生活困窮者自立支援制度、または生活保護制度を活用した支援を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

最初のフードバンク団体ができました。生活支援に関してお願いしますから、今はそれから一歩ちょっと前進したような、連携が組まれているということですので、これからもさらに連携が強固なものになるような関係づくり、それから応援等をお願いしたいと思います。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、農業の振興について、お尋ねいたします。まず第1に農業従事者についてなんですけれども、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足について、この問題は大変深刻な問題と思っているんですけれども、飯塚市の基盤産業である農業振興にとって、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足の問題は現状もあるわけなんですけれども、コロナ禍やウクライナ危機などの世界情勢の中、輸入に頼らず国内生産というものに方向転換しなければならないのではと思う中で、農業従事者は高齢化し、やめられる方も多い状況です。

施政方針の中では新規就農者や認定農業者などの多様な担い手の育成や確保とありますけれども、新しく農業をしたい場合、簡単にはできないと思っています。いろいろな条件があると思いますが、その主な条件について、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

農業を始めようとする場合に、まず1つ目に農地の確保です。飯塚市では50アール以上の農地が必要となります。2つ目が営農技術です。一定の農業経験や知識が必要となります。3つ目が資金です。農業用機械や施設、もしくはそれに関連する資材等の準備にかかる資金が必要となってまいります。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

新規就農者や認定農業者を増やすためには、これは何で増えないのかなということを考えたときに、やはりその第1は条件が厳し過ぎるということが挙げられるのではないかと思います。例えば、農地法第3条の許可をもらうための条件というのがあると思います。これは農地が欲しくても、高齢の方がやめようと思った農地を例えば新規就農者が購入して、農業をやりたいと思ったときに、これは条件を、農地法第3条の許可がない限りは、農地は買えないこととなります。そうするとまず第一歩目、先ほどの条件の1つですね、この条件がクリアできない形になります。

昔から農業、農家というのは、先祖代々やっていくものだという継承という考えの中で、農業というのは行われてきたのではないかと思います。今はそうではなくて、新しく農業をしたいという人が多くて、継ぎたいという人は少ないのではないのでしょうか。そういう現状から考えると、市が条件の緩和をしようと言っても、できるわけではありませんので、この辺りは国へ強く訴えてもらわないといけないと思います。そうしないと、新規就農者の確保はできないと思っています。ルールの変更といったものは、各地方自治体が上へと訴えていかなければいけない問題ではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

質問議員が言われますように農地の所有権の移転につきましては、農地法第3条の許可について、農業委員会において審議され、許可が出されることとなります。許可の要件としましては、農地法第3条第2項の各要件を満たす必要がございます。その要件の主なものとしまして、取得

する農地を効率的に利用する要件として、不耕作目的や効率的に利用しない場合の権利取得の禁止、農作業常時従事要件として、農作業に常時従事できない場合の権利取得の禁止、地域との調和要件として、周辺の地域における農業の営農等に必要がある場合の権利取得の禁止、また下限面積要件として、農地取得後の面積が50アール未満の場合の権利取得禁止などがございまして、これらの要件を満たさない場合は許可できないものとされております。このうち面積要件につきましては、農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行と併せまして、農地法の一部が改正され、多様な人材の確保、育成を後押しする施策として、農地の権利取得に必要な許可要件の一つである下限面積要件50アールが撤廃される予定となっております。しかし、その他の要件につきましては、引き続き継続されるとのことでございますので、今後は県の市長会等を通しまして、要望等を提案していただきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ぜひ、よろしく願いいたします。一部条件が緩和されたといったことですが、それでも4反ぐらいということですよ。現状まだまだちょっと厳しいかなと思います。また、資金面の問題点の解決等もあるわけですから、市も関係機関と連携し、考えていただき、具体的に飯塚市の農業振興のためにも、新規就農者や認定農業者などの多様な担い手の育成確保に向けた、さらなる対策といったものをお願いしたいと思っております。

次に、農地の整備や環境対策についてお伺いいたします。農地に隣接している堤防がイノシシ等の獣害被害や水害で破損して、農地が崩壊する危険性が非常に高いところが多くあるみたいですが、当然農業の振興において、それはマイナスの部分であると思っています。どのような対策を考えられているのか。2年、3年、4年と待てないのは、農業をされている方だと思っていますので、予算がないのではなく、予算を要求し、取り組んでいていただきたいと思っております。どのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

イノシシや鹿による被害防止対策としましては、農地につきましては、農地を囲い込むように設置をします侵入防止柵を国の補助事業を活用して設置しておりますが、農地以外の水路の堤防など、農業用施設等についての被害防止策が実施されていないような状況でございます。農業用水路等を含む農業施設の破損や改善要望は、利用されている農区並びに生産組合から本庁農業土木課並びに各支所経済建設課に提出された情報提供、要望をお受けし対応しております。小規模な要望につきましては、現地確認を行いまして、緊急性や危険性を判断し、急を要する場合には早急に対応しております。また、測量等を要し、時間がかかるような案件に対しましては、機能確保のための応急措置を講じ、必要に応じた対応を行っておるところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今答弁いただきましたが、整備が必要な農業用水路等を含む農業施設は、まず予算がないので、なかなか整備が進まないところがあると思っておりますし、イノシシ等の加害個体が増えた際の新たな防護柵の設置というのには、前回一般質問しましたけれど、補助がないと。このままであれば、農業の振興ではなく、間違いなく農業の衰退につながります。財政措置を行い、早急な対応をお願いしたいと考えていますし、前回もそのように訴えてきたつもりなんです、副市長、

この農業振興の問題、この点について、このような問題をどのように考えられますか。やはりこのままの状況のままでしか対応できないのでしょうか。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

質問議員がおっしゃいますように非常にたくさんの課題が山積しているというふうなことにつきましては、十分自覚はいたしております。これにつきましては、先ほどご質問の中にもありましたように、市単独の部分もあれば、当然国、県とも連携して行っていく事業とあると思いますので、これが限界というような考え方は決して持っておりません。今後もいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、農業分野のICT化について、お尋ねいたします。今、先ほどから述べていますように農業従事者の高齢化、それから後継者担い手不足というのが問題である中、これを解決するために、農業分野のICT化というのがあるのではないかと思います、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

本市に限らず、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足の問題は深刻な問題であり、農作業の省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっております。その解決策の一つとして、ロボット技術やICTを活用したスマート農業が期待をされております。一方でスマート農業導入には、導入のための初期コストの高さなど、費用対効果も検討する必要があります。しかし、今日では無人のトラクター、田植機、農業用ドローンなどの導入事例が生まれております。また、機械の導入だけではなく、経営や生産管理システムなどのサービスも提供されております。このようなことから、農業従事者を確保するためにも、農作業の効率化や負担の軽減が可能となるICT等を活用したスマート農業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今まで農業従事者の方がご自分で対応できていたものが、高齢化によって対応できなくなった。そういった問題をICT化によって、今までと同じようにできないかという問題点だと思うんですね。その中で、行政がICT化において、どのような支援ができるのかといったことをぜひ考えていただきたいと思っています。大学と民間と行政、いわゆる産学官で本市の農業のICT化を考えていくことで何か解消できるのではないかと。検討してください。以上、要望として述べておきますので、よろしく願いいたします。

次に、新規雇用者の定住促進を図ると、述べられておりますが、これはどのようにお考えなのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

令和5年度は、誘致企業の新規雇用が多数見込まれております。このようなことから誘致企業

を中心に、市内企業の協力を得て、新規雇用者をはじめ本市で働く方々のうち、市外からの通勤者に対し、飯塚市を住む場所として選んでいただくために、どのようなことが課題となっているのかを調査してまいりたいと考えております。その調査結果を基に、定住促進担当部署をはじめ関係部署と協議しまして、定住の促進を図ってまいりたいといった考えでおります。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

もう今、企業が誘致されて、新しく新規雇用者が飯塚市のほうに定住される方も多いかと思うのですが、そういった方からよくあるのが、遠方から転入してくる際に、例えば、子育て世代の方は保育所の入所が大変なんだということで、ご主人だけが先に来られて、奥さんと子どもさんたちが、何か月、1年後ぐらいになるとかいったような状況になっているということなんです。この遠方の方のために、要は遠方なので事前に保育所の施設見学ができない、時間があるときにしか来れない。それから、そういった問題があって定住するに当たり、なかなかこちらのほうに来ることができないといったことがありますので、そういう定住しやすい環境づくりというものに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、「商都いづか」の復活に向けてということを言われています。これは、どのような取り組みをされるのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

「商都いづか」の復活とは、かつて飯塚市が筑豊の商業機能、消費の受皿として、中心的な役割を担い、市内外からのお客様で、商業がまちのにぎわいをつくり、飯塚市の活力の原動力となった、そのような商業のまちの復活に取り組むこととございます。そのために、昨年4月26日に中心商店街また大型商業施設、商業関係団体及び飯塚市を構成員といたしまして、飯塚市周遊商業エリア連絡協議会を設置しまして、点在する商業施設間を結び、イベントの共同開催などで魅力を高め、回遊性を向上させることで、相乗効果を発揮し、筑豊の商業機能の一翼を担い、にぎわいを創出することとしております。現在この周遊商業エリアには、令和5年7月頃を予定とした西鉄の自主運行による周遊バスを走らせることの調整を行っております。本協議会としましては、このエリアを周遊させ、商業施設での滞在時間の延長を図ることで、来街者の消費を促進する時間消費型のエリアづくりを目指しているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

中心商店街と大型商業施設の間を、西鉄バスが周遊してまいりますということですよ。そういった形で、それぞれの場所に集客して、時間も長くいていただくような形をとられるということですけども。ちょっと私は、この件についてちょっと疑問を感じるのが、回遊性の向上だけで本当にそれが実現できるのかのかなというふうに思っています。例えば、回遊されるユーザーの方というのは、やはりその回遊する場所に魅力ある個店とか、話題性というのがあるから行かれるわけだと思うんですよ。ただバスがこう回るから、そこにユーザーの方が、消費者の方が、そこに行くのかと言ったら、ちょっとそこは疑問に思っています。なのでちょっとどうしたら回遊してもらえるのかといったことは、もうちょっとこの協議会の中で連携をしながら、取り組んでいってもらえたらいいのかなというふうに思っております。

次に、観光の振興についてです。交流人口の増加のために観光客の対象、交流人口の増のための観光客、この対象はどういった方を対象にされるのか、また、具体的にどのような計画を持っ

て、観光事業に取り組むのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

交流人口の増加のための取組としましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町で連携し、広域観光振興事業を実施しており、平成30年度から観光施設、文化施設及び飲食店などを周遊する新たな観光ルートを構築しまして、宿泊型観光の推進に取り組んでいるところでございます。平成30年度から令和3年度までの間に3本の日帰り観光ルートと、9本の宿泊を伴う観光ルートの合計12本の観光ルートを個人向けや団体向け、体験型観光ルートも併せて作成をしております。令和4年度以降につきましては、国内外の観光客や観光事業者等の誘客を図るため、作成しました当該ルートを基に、動画を作成し、SNSやYouTubeへのアップなど、あらゆる媒体による情報発信を強化いたしまして、圏域外からの誘客促進、インバウンドの推進等に取り組んでいるところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

圏域外からの顧客促進にはSNSの活用、YouTube等の活用ということで、もう一つがインバウンドの推進ということです。このインバウンドの推進ですが、どの圏域の外国人の方をターゲットとして顧客促進に取り組むおつもりでしょうか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

新型コロナウイルスが感染拡大する以前においての本市を訪れる外国人観光客につきましては、台湾や韓国、中国などの近隣国であるアジア圏からの来訪者が大半を占めている状況でございました。そのため今後におきましても、飯塚市観光振興基本計画の基本方針にも示されているとおり、以前と同様に、台湾や韓国などの旅行会社への営業活動に加えまして、九州観光機構や福岡県と連携をいたしまして、ニーズのある関係諸外国へ観光素材の情報提供を行っていき、インバウンド観光客誘客の促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

これからも台湾や韓国の方々をターゲットにされるというお話でしたが、私は、今までアジア圏の方が多かったから、これからも同じターゲットにするということについてちょっと疑問を感じるのです。本市に来られるアジア圏の外国人の方というのは、どのくらいのリピーターがいるのかとか、また来たいという観光資源というのは何なのかとか、そういったことは、分析とかされていますでしょうか。そういう様々な分析というのは必要ではないのかなと思います。

今、多くの外国人の観光客が大都市圏、東京、大阪等々大きな都市を訪れてあった。また今度日本に行きたいと言ったときに、そういう方というのは、今度は大都市周辺の地方都市の文化的観光資源に魅力を感じてこられるという方が多いんだという話を聞きました。今度ちょっとあれですけど、嘉穂劇場は日本的文化、今度飯塚市が実質運営していくわけですから、そうなってくると、この嘉穂劇場を活用して、様々な地域の外国人が興味を持って来てもらえるようなイベント等を行うことで、彼らがインスタグラムとかで発信する。そういったことで、この飯塚市というのをもっと世界に知っていただくというようなことを行っていったほうがいいのではないかと考えております。そういったことも含めて、ちょっと検討していただければと思います。

次に、就労支援の充実と労働環境の整備についてなんですけれども、本市の企業というのは、中小企業が多いと思います。中小企業は、一般的に発展するというのは正規社員を雇用し人材育成を行うことが必要なのではないのかなと思っています。この人材がよい、労働環境がよい、そしてそれが社員のスキルをさらに向上させるような施策を飯塚市は考えないといけないのではないかなと思います。この中小企業を支援するに当たって、どのようなことをお考えになってあるのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

昨年、令和4年7月に実施いたしました市内事業所アンケート調査の結果、企業の経営課題におきまして、人材の確保及び人材の育成が全体の6割以上を占めるなど、人手不足と社員のスキル向上は、市内企業にとりまして、大きな課題であると認識をいたしております。このような人手不足の状況もありまして、筑豊地域の直近の新規求人につきましては、新規求人数2834人に対しまして、正社員を求める求人が全体の60.7%、フルタイム勤務において正社員以外、いわゆる非正規社員を求める求人は9.7%、その他にパートタイムでの勤務を求める求人が29.6%となっており、前年同月比から見ましても、正社員求人は増加傾向にあります。ご指摘のとおり正社員雇用が増加し、社員の皆様が健康で生き生きとやりがいを持って継続して働き、ひいては地域経済におきましてご活躍をいただくためには、労働環境の充実が重要な事項であり、引き続き、健康経営、経営に健康の視点を取り入れまして、会社の活力の向上、雇用の維持、生産性の向上が期待できる健康経営の取組や、求人のデジタル化と求職者のデジタル技術の習得に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

私もこの労働環境の整備についてなんですけれど、先ほどちょっとイクボス事業について質問しました。このイクボスの推進というのは、やはり会社の活力向上や業績の拡大につながる事業ではないのかなと思っていますので、この点等もちょっと検討していただければと思っています。

次に、「教育・文化について」、お尋ねします。多様性を尊重できる豊かな心を育む人権教育とは、どのようなものか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

人権教育を進める上で多様性を尊重するという視点は、大変重要というふうに考えております。多様性とは、国籍、性別、障がいなど子ども一人一人に様々な立場や背景があるということであり、それぞれの違いを認め合いながら、互いを大切にできる教育を進めていかなければなりません。学校では、子どもたちが様々な人権課題に関する知識を学ぶとともに、多様性を肯定し、立場の違いによる差別やいじめを許さない判断力や実践力を育てる人権教育を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

最近本市では、外国籍の児童生徒が増えていると思っています。外国人であることを理由に子どもが、例えばいじめを受けているような実態というのはないのでしょうか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

最近、またここ現在、そのような報告のほうは受けておりません。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では、このいじめというのを発生させないために、どのように取り組んでいかれるのかというのをお尋ねします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

議員がご指摘のように、各児童生徒の立場や背景の違いへの不寛容な姿勢を含め、いかなる理由であっても、いじめは決してあってはならないこととございます。今後は、本市も外国籍児童生徒の増加が予想されます。学校では在籍する児童生徒の実態を踏まえながら、道徳科や外国語の学習等を通じて、文化や習慣の違いを認め合うことや、外国籍の子どもの人権に関する学習を進めてまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が、言葉の壁に戸惑ったり、悩んだりすることがないように、日本語指導体制の充実も進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

実は私は、外国籍の子どもの卒業生、小中学校の卒業生から、当時日本語がうまく話せないことを理由に、やはりちょっといじめられたような話を聞きました。また、日本語で先生に伝えることがやはり難しいと。そういったことで悩んでいて、学校に行かなくなったりとか、そういったことがあったんだということを聞いたんですけども、言葉の壁がやはりいじめを誘発するようなことがあってはならないと思っています。また、学校での先生と児童生徒間のコミュニケーションもやはり難しいと思うんですよ。だけれど、やはり大切なことではないかなと思っています。ですので、児童生徒の悩みを早期に発見できる体制づくりというのをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、確かな学力を育む教育の推進において、本市におきましては、多層指導モデルMIM、徹底反復学習、協調学習といったものを9年間、小中一貫教育として行ってこられていますがけれども、この効果というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、多層指導モデルMIMは、主に小学校1年生を対象とし、学習の基礎となる単語や文章を読む能力を重視し、早期の段階できちんと読むことができるように、つまづかないように、児童の発達具合に応じた指導や支援を行うことにより、子どもの学習に対する困り感の解消ができております。

次に、徹底反復学習は小学校低学年から中学校3年生まで継続的に実施し、計算や漢字の書き取りを繰り返す行うことで、学習に必要な基礎、基本的な能力の定着や集中力の醸成ができております。

協調学習は、小学校低学年から中学校3年生まで継続的に実施し、小グループでの活動を通して、主体的に学び、発言することや、対話により他の意見を理解、尊重し、学びを深める学習法

であり、思考力、判断力、表現力等を育成し、また集団による学習で生まれた新たな学びへの興味関心を喚起することができております。

これら3つの取組は、9年間の小中一貫教育の取組の中で、それぞれが重層的につながる形で実践が行われており、学校における組織的な学力向上の取組の充実や、各種学力テストの結果につながるとともに、本市が目指す飯塚市の未来を担い、世界へはばたく「かしこく、やさしく、たくましい」子どもたちの育成に寄与しているというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

この3つの取組が本市の教育に非常に寄与できているという答弁に感謝しています。ありがとうございます。教育委員会として、この教育プログラムの活用の幅を広げていただいて、次のステップに進んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、グローバル化に対応した英語教育についてお伺いいたします。以前中学校におけるオンライン英会話の導入は可能かといった質問をさせていただきました。そのとき市長のほうから検討させてくださいといった答弁をいただいております。その後、グローバル化に対応した英語教育について、中学生のオンライン英会話の導入の検討については、どのようになっているのかをお示してください。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

現在、中学校英語教諭、小学校英語専科教諭などで構成する飯塚市小・中学校外国語教育推進連絡協議会を設置いたしまして、本市の英語教育の在り方や、小学校3年生から中学校3年生までの7年間における英語教育の円滑な接続、また会話能力向上のための重層的な取組の推進について、協議していただいております。また、今年度より、協議会の構成メンバーの中学校3校になりますけれども、こちらにおいては、マンツーマンによるオンライン英会話を試行実施しております。成果や課題の検証を行っているところでございます。試行実施につきましては、来年度も実施する予定としておりますので、引き続き詳細な検証を行い、中学校でのオンライン英会話の導入について検討をまいります。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では、検証の結果、効果があるとなれば、ぜひ導入のほうをお願いしたいと思います。

次に、「都市基盤・生活基盤について」、お尋ねします。飯塚駅周辺地区整備基本計画に基づく拠点づくりの効果的な整備とは、どのような構想なのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚駅周辺地区整備基本計画では、目標として3つを掲げております。1つ目は、飯塚駅を拠点とした都市機能の充実と交通結節点機能強化によるコンパクトな市街地の形成。2つ目に、移動等円滑化促進地区である飯塚駅周辺地区のバリアフリー化を進め、回遊性、利便性及び安全性を向上。最後に、飯塚駅東西アクセスを強化し、駅東西の一体整備による活性化及びにぎわいを創出の3つを定め、コンセプトといたしまして、交通ネットワークを生かしたにぎわいのある拠点づくりとし、整備を進めております。本市の中心拠点の一つである飯塚駅周辺地区が各地区拠点とのネットワークの核を担うべく、交通結節点機能の強化等により、この地区の活性化やにぎ

わいを創出できるよう、道路や公園整備など各事業を総合的に推進しているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

この飯塚駅が新しくなると、今度は活性化のために嘉麻市等々と交通のネットワークの強化と
いうのを行っていただくと、また今以上に活性できるのではないかと思います。広域でこのあたり、
交通ネットワークを考えていただければと思います。また、飯塚駅を拠点とした計画というのが、
ゆめタウンの周りの計画というのは、今、整備基本計画の中には、ある程度具体化されて
いますが、駅前というのが、何か何もないような、何かこうするとかというような計画というのが、
私には見えません。この駅前周辺について、例えばもうここに関しては、この間もちょっと質問
したときには、民間にお任せしますというようなこともありましたけれども、どのようにやって
いくのか、また飯塚市がどのようにここに関係していくのかといったことをはっきりとお考えを
示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、下水道事業についてお尋ねします。下水道整備の未着手地域についてなんですけれど、
事業区域に設定されているんですけれども、長期未着手地域のところがあると思います。こうい
ったところで例えば新築や建て替え計画をしようとしても、下水道が来ていない、浄化槽を設置
する、浄化槽を設置したときの補助金が出ないといったような問題があると思いますが、この問
題は企業局としてはどのように考えられているのか、お示してください。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

質問議員がお尋ねのとおり、未着手の状態です事業計画区域に指定しておく、その区域の住民
に対して、下水道整備が行われず、浄化槽の補助金も出ないため、水洗化を考えたときに負担額
が大きくなる状態が続くものと考えております。このようなことを解消するため、今年度公共下
水道の事業計画区域の縮小を行っております。今回の見直しでは、既存の整備完了区域に加えて、
今後、5年間から7年間で整備が完了する区域のみを事業計画区域とする見直しを行いました。
今回の見直しにより、事業計画区域から除外された区域におきましては、浄化槽設置整備補助金
を令和5年度から令和9年度の5年間の限定で、従来の補助単価の2分の1を加算して交付する
予定にしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということは、それは令和5年度から始まるということによろしいですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

現在そのとおりでございます。今回予算にその分については、計上いたしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、「自然環境について」、お尋ねします。第3次飯塚市環境基本計画の基本方針はSDG
sの17の目標を達成するために、基本目標を設定され、その一番には豊かな自然と人が共生す
る環境をつくるということがありますが、これはSDG sのどの目標をどう達成するために考え
られたのですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

SDGsのどの目標というご質問でございますが、17のうちの1つが「住み続けられるまちづくりを」ということ、2つ目が「気象変動に具体的な対策を」、それともう一つが、「海の豊かさを守ろう」、そして最後に「陸の豊かさを守ろう」ということにひもづけて考えております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それでは本市では、最近メガソーラーによる森林開発における環境問題が、近隣の地域まで拡大しているという話を聞いています。これは今まではメガソーラーと自然災害の関係性の問題というのが取り上げられていましたが、最近ではすみかのなくなったイノシシとか、近隣の農地を荒らして、農地の崩壊を起こしかけているといった問題が起こっているというふうに聞いています。豊かな自然と人が共生する環境をつくらなければならないとお考えの本市がこのままでは基盤産業の農業まで衰退させる原因をつくるのではないかと考えています。一定の条件を満たせばどこでもこのメガソーラーの森林開発に行えるといったことが広域での市民の生活を脅かしているのではないかと考えています。

このままでしたら例えば、農家がこのままだったら離農して農作放棄地が増加していきますよね。しかし一度放棄した農地というのは簡単に元に戻りません。将来の世代が農業を再開したいと考えても、簡単に元には戻らず、簡単に再開することはできないわけなんです。農地を守ることは、こういった獣害被害を減らし、安全な地域にすることということになるので、さっき部長が言われたSDGsのゴール11ですかね、住み続けられるまちづくりと結びつくものだと考えます。そこでこういったメガソーラーによる森林開発とか、こういったものが持続、継続できるSDGsとの関係性を踏まえた上で、何かしらやはり方向性というのをを出していただかないといけないのではないかと考えているんですけど、その見解をお聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず今、森林の開発事業ということでメガソーラーを主にご質問の中にございました。確かに委員会の、今、継続審議中でございますが、委員会の中でも、申しましたが、これも全国的に本市のみならず、全国的にいろいろな問題が、起きているという事実は承知をしているところでございます。まずもって今度の第3次環境基本計画で、基本目標1に豊かな自然と人が共生する環境ということで、基本目標1で掲げております。この豊かな森林については、水源涵養機能がまずございまして、適切に手入れされていない、俗に言う荒廃森林、今回指標でも示しておりますけれども、荒廃森林は、この水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、例えば大雨のときに土砂災害を引き起こす可能性もございます。したがって、まず樹木は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として貯蔵することによって成長しているということでございますので、森林が整備されていないことによって、日光が当たらず、樹木の成長が阻害され、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収量の低下にもつながると、こういった環境循環型社会の形成とかも、いろいろ大きな環境問題も含めたところで荒廃森林のまず整備面積を広げていこうというところで、今回基本計画の指標として定めさせていただいておりますので、まずはそこをもってやっていこうという考えでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

この計画というのはSDGsの17の目標を達成するためにということですよ。違うんですか。基本目標をそれで制定されているわけでしょう。そうでしょう。今言ったようにメガソーラー、メガソーラーではなくてもいいけれど、森林開発というところで行くと、今回飯塚市のメガソーラーによる、そういう獣害被害というのが出ています。獣害被害が出ることによって、先ほど言いましたように農地が結局その離農によって、一旦止まってしまうと持続可能という、このSDGsの持続可能でないといけないということから、外れてしまいますよね。だから今私が言っているのは、今、部長がおっしゃられることも当然です、でも、この目標をつくるためには、住み続けられるまちづくりというゴールに向けて、こういったことも考えないといけないのではないかと。考えていかないと、この持続可能な社会というのは続かないのではないですか。なのでこういった問題もあるわけですから、まずはそこではなくて、全体を見て、今先ほど言われましたように、SDGsの目標の中の4つでしたか、4つを含めて考えられているわけでしょう。ここに1つ、今私が言ったものは、その中に含まれているわけなんです。当然これは基本目標の中に入れて考えないといけないことだと思っています。ちょっともう一度、その辺りはよく考えていただきたいと思います。これは、飯塚市は2030年までにSDGsを達成しないといけないのではないですか。目標を目指して頑張らなくてはいけないわけでしょう。ぜひちょっとその辺りは、早急に考えていただきたいと思います。

次に、外来生物の害獣被害についてお尋ねしますが、今飯塚市のほうでは、「入れない」、「捨てない」、「広げない」の3原則を徹底するということですよ。これは情報発信だけで本当に外来生物の拡大防止策になっているのかなというふうに思っていますし、このSDGs目標15というのはここにも掲げてありますよね。これは陸の豊かさを守ろうとして、このSDGsの目標15では外来種の侵入防止について触れています。その中で、今飯塚市には定着している外来生物について、拡大しないための施策がないのではないかと考えていますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

この外来生物の拡大防止策として、まずは市民に情報を発信するというので、ホームページやチラシの配布等を活用し、広く周知を行うとともに、自然に関する知識を学ぶ機会やそのような場をつくるという促進をして、市民の意識を高めていっておるところでございます。先ほど質問議員が言われましたように広げない、具体的な対策と言いましょか、これにつきましては、生物が自分で移動できる範囲というのは限られておまして、それ以上に広げてしまうという根本的な原因というのは、人、人間でございます。外来生物を広げないためには、ほかの地域に運んだり、移動させたり、持ち出したりしないことが、生態系や環境保全のために重要というふうに考えております。現在、市で行っている対応としましては、自宅等に外来生物等が住みついているというような相談を受けた際は、まず専門知識を有する業者並びに団体等に問合せをしていただいて、防除方法や苦情等について、ご相談をしていただくようなご案内をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

この問題も前回、私は一般質問を行ったのですが、そのとき答弁をいただいた経済部長のほうでした。このまま何もせず放置していると、例えば定住している場合、人の生命や身体への影響として病原菌の増加による健康被害を起こすことが考えられると答弁されていました。なのでこ

の外来生物の拡大防止策というのは、僕は市民環境部と経済部の両部署に関わる問題だと思っ
ていますので、ここもやはりまずは、そのSDGsの目標の15、陸の豊かさを守ろうから始まる。
そして経済部のほうでその対策をやるとかいったことを、ちょっと部署間で話し合っていたい
て、対策を考えていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、環境施設の在り方において、ごみ処理、し尿処理施設及び火葬場の各施設の再編や改築
更新等の計画というのは、どのようになっている、今年度はどのような施策を展開するのか、お
示してください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今後の環境施設の在り方につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合及びその構成市町等
と連携して取り組んでいるところでございます。まずごみ処理施設につきましては、令和5年度
から可燃ごみ処理施設を4施設から2施設へ再編して運営することとしております。また、新清
掃工場の建設につきましては、現在、ふくおか県央環境広域施設組合が建設候補地として選定し
ている地域の代表者等との施設建設に向けた調整を進めているところでありまして、目標として
おります令和12年度、2030年度の施設開設に向けて、取組を進めているところでございま
す。また、し尿処理施設及び火葬場につきましても、同施設組合において、今後、施設の再編整
備や延命化に向けた大規模改修工事の実施等の検討が進められていくものと把握しております。
今後ごみ処理施設と併せ、効果的で効率的な環境衛生処理の推進に向けた施策について、当該
施設組合及び構成市町と協議検討を重ね、取り組んでいくこととしております。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、答弁の中で令和5年度から可燃ごみ処理施設を4施設から2施設へ再編して運営するとの
答弁でしたが、この先もずっとその2施設での運営というのをお考えなんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

その中で飯塚市というのは、施設組合との間ではどのような立場になるんですか。飯塚市が連
携していくわけですね、施設組合等と。その連携の中でどのような役割というのはあるのです
か。何もないのですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まずこの当該施設組合の構成市町の一自治体ですね、当然そこには市からの派遣職員も行って
います。今、担当者レベル、担当課長——。計画の中では、意見を述べる場というのが、当然
その担当課長レベル、もしくは副市長レベル、市長レベルというふうにございますので、一構成
している一自治体としてのいろいろな提言といいたいまいしょうか、そういうことはできるような状況
でございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

4施設が2施設に変わるということですから、非常に大きな施設を計画されてあると思うんですよね。やはりそういった意味でも、しっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それが意見として飯塚市が言えるということであれば、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和5年度から4施設が2施設に再編になるのは、休廃止を含めて、飯塚のクリーンセンターが1か所、そして桂苑が1か所、この2施設で令和5年度からごみ処理を行っていくということでございます。

○議長（秀村長利）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今まで4施設ではなかったんですか。だから4施設が2施設になるわけでしょう——。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 0時09分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

そういうことですので、飯塚市として、しっかりとこの施設の計画のほうに携わっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上で私の代表質問を終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。23番 守光博正議員に発言を許します。23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

公明党市議団を代表いたしまして、市長の施政方針に対します代表質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症が蔓延して、既に3年余りが経過し、様々な活動の形態も変わり、人と人のつながりがさらに希薄になる現代の中で、地域の要となる自治会活動といえ、加入率は減少し、そこに高齢化が加速して、運営していくのに大きな負担がかかっております。

そこで初めに、各自治会及びまちづくり協議会への支援については、現在、どのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

自治会やまちづくり協議会の支援でございますが、各自治公民館の新築等の工事費の一部を補助する自治公民館等建築補助金や、まちづくり協議会を通じて自治公民館運営補助金を交付しております。また、金銭給付ではございませんが、防犯灯の維持管理についても支援を行っております。

まちづくり協議会に対しましては、毎年度、それぞれの協議会のほうで活動計画を作成していただきまして、人口や行政区の状況に応じた補助金を交付いたしております。また、人的な活動支援として、支援員の人件費についても負担しているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今のご答弁では、各自治会へまちづくり協議会を通じてではありますが、金銭的な支援等を行っているということでもあります。

では、今後、本市としてはどのような支援を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

自治会加入率の低下をはじめ、自治会役員の高齢化、後継者不足などの課題を抱えており、そのような中、物価高騰や光熱水費も上がり続けており、自治会としても非常に厳しい状況にあります。そこで、今回の令和5年度の当初予算においても、物価高騰の支援として、公民館運営費補助金の中に1自治会当たり一律1万円の支援を行っていきたいというふうに考えております。また、高齢化等で先細りが予測される自治会の継続的な運営を行うために、行政として実情を把握し、しっかりと支援をまいります。

また、自治会やまちづくり協議会などの地域活動団体が実施する先進的なまちづくりの取組を支援する協働のまちづくり応援補助金、「チャレンジing事業」というような呼び方をいたしておりますが、においても新たに自治会加入の減少など地域が抱える多くの課題解決に向けた活動に対して、補助金を交付していきたいと考えております。

各自治会負担軽減策として、電子回覧板やリモート会議など自治会のデジタル化を支援する取組が必要だとも考えております。まずは、ツールの体験を通じた利便性を実感してもらう取組などを行い、自治会のデジタル化の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

答弁で物価高騰の支援として、公民館運営費補助金の中に1自治会当たり一律1万円の支援を行い、また自治会の継続的な運営を行うため、行政として実情をしっかりと把握し、支援をすると、今、ご答弁されましたけれども、その他様々な本市としての支援を考えていることはよく理解いたしました。その上でお願いしたいのは、現在は市から補助金については、まちづくり協議会を通して各自治会のほうへお渡しするという形になっておりますけれども、例えば、分配されているんですけども、しっかりと自治会長さんであれば、予算等をまち協に言って、予算をいろいろこういうことをしたいということと言える自治会長もおれば、中には、始めてで経験の浅い方もいらっしゃると思いますので、そこに格差が出てくるのではないかなと、私はちょっと危惧しておりますので、また先ほども部長が答弁されましたけれども、市としてもしっかりと関

わっていかれるということでもありますので、その点も含めてしっかりと関わっていただきたいと思いますということを要望しておきます。

次に、いいですか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

申し訳ございません。私のほうがちょっと説明不足でございました。まず1点目は、まちづくり協議会の支援策について、答弁を漏らしておりましたので、そこについて答弁させていただきます。

まちづくり協議会の今後の支援としては、自主財源確保とさらなるまちづくりの活性化を図るため、交流センターの指定管理者制度を導入する場合には、まちづくり推進課が直接まちづくり協議会を支援していきたいというふうに考えております。

それと今、質問議員がおっしゃいました自治公民館の運営補助については、まちづくり協議会を通して交付いたしております。これにつきましては、そのいろいろな面積とか、そういうものを勘案していますので、例えば、ここの自治会の公民館はこういう基準に基づいて、こういう金額だというのが決まっておりますので、例えば自治会長さんがきちんとまちづくり協議会のほうにお話できるとか、できないとか、そういうことの心配はなく、きちんと基準を設けて交付しているということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

分かりました。

次に、情報化の推進についてでありますけれども、施政方針の中では、飯塚市地域情報化計画に基づき、市民の利便性の向上を図るため、行政手続のオンライン化の推進やICTを活用した窓口業務の改善などに努めていくとありますけれども、具体的に検討している内容がありましたら、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

飯塚市地域情報化計画では、基本目標の一つとして、「いつでも、どこでも、誰でも簡単に受けられる行政サービス」を掲げております。この目標を達成するための具体的な情報化施策として、複数の個別施策を定めております。行政手続のオンライン化につきましては、マイナンバーカードを活用した電子署名によるオンライン申請、キャッシュレス決済による電子納付など、費用対効果のバランスを図りながら計画的に取り組んでいくこととしております。

また、窓口業務の改善につきましては、「書かない、待たせない」スマート窓口の推進を掲げ、マイナンバーカードを活用した申請書への記入軽減や、ライフイベントごとに幾つかを質問することで必要な手続を案内する手続ナビなどについて、導入に向けた先進事例の調査研究を、現在、行っているところでございます。なお、市民の利便性の向上や窓口業務の改善を図るため、各種証明書の交付手数料をクレジットカードや電子マネー、QRコード決済等で支払えるキャッシュレス決済の導入について、現在、協議調整を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

では次に、窓口業務の改善については、例えば、出産・子育てや転入・転出等のライフイベン

トに対して、複数の部署で様々な手続をするような場面がありますが、この点に関し、ワンストップ窓口のような形で、そこに行けば1度に手続を完了できるといったような、そのような検討は現在されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

行政手続のワンストップ化につきましては、オンライン化を推進していくことにより、将来的には、市役所においでいただかなくても手続が完了するということを目指したいというふうに考えております。なお、ご質問の窓口における行政手続のワンストップ化につきましては、まずは先ほど答弁いたしました、「書かない、待たせない」スマート窓口を実現することにより、市民の皆様の利便性の向上を図りつつ、今後、予定されている基幹業務システムの標準化やアウトソーシングを含めた業務改善に取り組んでいく中で、どのような方法が市民の皆様に満足していただけるのか、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今のご答弁では、今後、予定されている基幹業務システムの標準化やアウトソーシングを含めた業務改革に取り組んでいく中で、どのような方法が市民の皆様に満足していただけるのか、引き続き調査研究をしていくとのことですので、その点については、しっかりとさせていただきたいと要望いたします。

そこで、行政手続のオンライン化については、マイナンバーカードの活用が非常に重要になると思っておりますけれども、この点についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

マイナンバーカードにつきましては、公的個人認証サービスを使った行政手続のオンライン化を進める上で非常に有効であると考えております。国におきましても、マイナポイント第2弾や健康保険証との一体化など、マイナンバーカードの普及促進に力を入れており、本市といたしましても、市民の皆様の利便性が向上するようなマイナンバーカードの活用を推進することによりまして、カードの普及促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今の部長のご答弁では、マイナンバーカードは行政手続のオンライン化を進める上で非常に有効であると考えているということですので、国の普及推進はもとより、本市としても普及促進に向けた対策及び取組を今後もしっかりと行っていただきたいと、ここでは要望しておきます。

では次に、公共施設等の最適化と有効利活用についてお聞きしていきたいと思っております。同僚議員が先ほど公共施設等に関しての質問を行いましたけれども、もう少しお聞きしたいと思っております。まず、先ほどの答弁の中で、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針を示されておりましたけれども、その中で公共施設等の最適化はどのようなことになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針では、公共施設等の総量や運営の最適化を推進していくこととしております。

公共施設等の総量の最適化は、今後の人口減少や財政状況の推移を見据えながら、公共施設等の総量を削減し、市民のニーズ、施設機能の重要性、稼働状況、老朽化の状況、費用対効果など総合的に判断をしながら、複合化、多機能化、統廃合等の最適化を行っていくものでございます。

また、運営の最適化では、市民の利用率の向上を念頭に置きながら、施設の利用状態に即して開館日数や開館時間の見直し、民営化や市民協働による運営、指定管理者制度の導入等の推進を図っていくものでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

公共施設等の最適化で複合化や統廃合の量の最適化、または運営自体の最適化を図っていくということが基本方針だということは、今のご答弁でよく分かりました。

では、公共施設等の有効利活用としてはどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

公共施設等の有効利活用につきましては、適正化を図りつつ、存続する施設には長寿命化や適正な維持管理を行い、長く有効に施設利用ができる状態を推進してまいります。また、施設等に余裕のあるスペース等がある場合は、地域コミュニティの促進や民間等の活力向上を図るなど、まちづくりと連携した有効利活用を検討し、利用の促進を図っていくことといたしております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

公共施設等については、施設の統廃合といった適正化や、跡地処分の判断が難しい部分もあるかと思いますが、将来的な市の財政負担は、結果として市民の皆さんの負担となることを念頭に置き、公共施設の最適化、有効利活用にも今後とも取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

次に、健幸都市づくりの推進について、お聞きいたします。健幸ポイント事業について、以前から何度も一般質問をさせていただいておりますが、現在の取組状況についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市では、平成26年度より健康無関心層の行動変容を促す仕組みづくりとして、健幸ポイント事業を行っており、令和2年度からは、活動量計や携帯アプリを活用して歩数等を記録し、歩数に応じてポイントを付与する「いづか健幸ポイント」を開始いたしております。ICTを活用することで、活動量及び体組成計のデータを記録し分析することができ、教室やイベントへの参加を促すことができるようになっており、参加者ご自身で記録管理ができることで、モチベーション維持につながり、運動習慣の定着を図ることができると考えております。

また、今年度より、健康無関心層のより一層の参加を促すこと、運動習慣化には誰かと一緒に参加することが効果的な要素があるとのことから、団体での申込みを受け付ける取組を行っております。企業や自治会単位でのお申込みもあり、1500人の新規公募を加えた約3600人の参加者により、本事業を、現在、実施いたしております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

この健幸ポイント事業は、健康づくりの推進として大変意味のある事業と、以前から私は考えております。このような事業に参加して健康になることが、参加者ご自身にとって一番のご褒美ではないかという考えとともに、インセンティブの在り方についてはいろいろな検討ができるのではないかと考えております。先進地である見附市などで取り組まれている事例では、ポイントを寄附するという制度もあります。このことについては、以前から何度も提案をさせていただいておりましたけれども、寄附制度の導入について、現在の本市のお考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ポイントの付与方法につきましては、これまでも参加者アンケートやイベント時などの直接的なご意見として、ポイントの辞退や寄附をしたいなどの意見が上がっており、事業に参加することで自身が健康になることが一番の目的・成果としている方から、ポイントを寄附することで、本事業の継続や寄附行為自体が社会貢献につながるといったご意見を多く受けております。このようなご意見を踏まえ、ポイントの受取方法について、今年度より選択制を導入し、従来の商品券等での配付に加え、市への寄附も選択できるようにいたしております。毎年、年度末にポイント付与期間が終了する3月初旬に合わせ、検診や運動教室などに参加した「行きましたよポイント」整理とともに、受取方法について申請いただき、寄附を選択された方のポイント相当額を寄附相当額として市で活用させていただくことといたしております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今のご答弁だと、参加者アンケートやイベント等の直接的なご意見として、ポイントの辞退や寄附したい等のご意見等があり、本市としてはポイントの受取方法について選択制を導入し、従来の商品券等での配付に加え、市への寄附も選択できるようにしておりますとのことであります。ようやく、以前からご提案させていただいていたことが実現して、本当にうれしく思っております。

先日、ある高齢者の方と懇談する機会があり、その方は市からいただいた万歩計をぶら下げておられ、ポイントがたまったら寄附したいと、その方も言うておられました。今後とも利用者さんのご意見にさらに耳を傾けていただき、この健幸ポイント事業が本市の健康寿命増進に大きく貢献されることを念願して、この質問を終わります。

では次に、子育て支援の推進についてお聞きいたします。里帰り出産のため、第1子、第2子等と2か月から3か月ほどの期間で市内に里帰りをしているご家庭の場合、本市では第1子、第2子等を保育所等に預ける制度は現在あるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

出産のために本市に里帰りをしているご家庭のお子様の保育所等への入所についてでございますが、受入れ可能な保育施設であれば、入所は可能でございます。また、家庭で一時的に保育できない状況にある場合に、保育所等で預かりを行う一時預かり制度についても利用可能でございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

答弁をお聞きして安心いたしました。これは以前、最近なんですけれども、いろいろな方と懇談する中で、飯塚市にお住まいの方が結婚されて、その方は佐賀のほうに引っ越しされたんですけれども、向こうで生活をしていて、妊娠されて、出産とともにこちらに帰って——、逆ですね、逆のパターンなんですけれども、佐賀のほうに行ったらそれがないらしくて、飯塚市には実際あるのかなという、そういうご相談でしたので、ちょっと確認をさせていただきました。また、これがしっかり全国に広がるのが私としてはいいと思いますので、飯塚市はしていただいて、本当ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

では次に、森林整備についてお聞きします。第4の「地域経済について」、質問させていただきます。森林整備につきましては、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林整備基金や県補助事業を活用し、森林や放置竹林の整備、有害鳥獣被害等の地域課題の解決を図り、地域資源の保全に努めてまいりますとあります。まずは放置竹林の整備、対策について、本市として具体的に何か考えられている取組等があれば、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

放置竹林の整備としましては、私有林、民有林につきましては、荒廃森林整備事業を活用しての杉やヒノキといった人工林部分の整備に併せまして、侵入している竹林の伐採を実施いたしております。また、森林環境譲与税を活用しまして、本庁、筑穂支所、庄内支所及び潁田支所に配置しております竹粉砕機の貸出しを通しまして、個人や市民団体が地域の里山や竹林整備作業を行う際の支援のほか、国、県、市からの交付金を県の地域協議会を通して交付いたします森林・山村多面的機能発揮対策事業を活用しまして、里山や森林整備活動に取り組む団体に対する支援を行っております。

併せまして、飯塚市が所有しております市有林の整備としまして、昨年、令和4年度に飯塚市有林の多面的機能再生に係る公民連携協定を民間事業者と締結しており、今後、計画的に、森林と併せまして、侵入竹林の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

では次に、有害鳥獣被害等の地域課題の解決についてでありますけれども、以前から一般質問におきまして、本市独自の補助制度について質問した際に、有害鳥獣駆除員に対しては、駆除に対する補助金制度があり、農地につきましては、先ほども答弁がございましたけれども、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において、防護柵設置事業を実施しているとのことでありました。そこで、被害に遭われているのは農地だけではなく、市街地にお住まいの個人宅等にも出没し、被害が出ているのが現状であります。個人が鳥獣被害対策のために行う対策に本市独自の補助金をつくっていただきたいと、前回、要望し、浪江町や大分市の事例を紹介しておりました。答弁では、それに対し、今後、今の鳥獣の出没状況を考えますと、何らかの対策も必要であると考えておりますので、他市町村の事例等も調査いたしまして、被害防止対策や支援策等について、調査研究してまいりたいと考えておりますとのご答弁だったと思います。その後、進捗があれば、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

地域等での鳥獣による被害防止対策につきましては、議員がおっしゃいますように、他市町村の事例等を調査、確認はいたしました。しかしですが、農業被害防止のため活用しております現

在の国の鳥獣被害防止総合対策交付金の補助要件と重複しない部分での調整が進んでおりませんことから、現在まで市独自の侵入防止対策に関する支援制度の整備に至っていない状況でございます。しかし、市街地周辺での鳥獣対策の必要性は十分認識いたしておりますので、今後、鳥獣が住みにくくなるような環境整備と併せまして、住宅地等での侵入防止柵設置などの被害防止対策への支援制度の整備につきまして、引き続き、関係機関、関係部署等と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

部長のご答弁では、街の周辺での鳥獣対策の必要性は認識しておりますので、鳥獣が住みにくくなるような環境整備や住宅地等へ設置する侵入防止柵設置の被害防止策への支援につきましては、引き続き、関係機関、他の部署と協議してまいりますというご答弁でありましたけれども、1日も早く、私がお提案しておりますその取組の導入をしていただきたいと、再度、要望させていただきます。

では次に、観光の振興についてお聞きいたします。令和2年度から一般質問や代表質問において、砂糖文化を広めた長崎街道シュガーロードが日本遺産に認定されたことによる経緯や取組状況等について質問をさせていただいておりますが、シュガーロード連絡協議会における、現在の事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

シュガーロード連絡協議会におけます令和4年度の主な事業といたしましては、動画作成事業、交通広告等による宣伝事業、ガイドの育成事業、学校等と連携したシュガーロード講座、旅行商品の造成、ツーリズムEXPOジャパン等への出展、ウォーキングイベントの開催、展示会イベントの開催等に取り組んでおり、特に今年度は旅行商品の造成につきまして、本市が主担当自治体として長崎県、福岡県、佐賀県の3ルートの旅行商品造成に携わるなどの取組を行ってまいります。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

最近、飯塚市にて開催されたシュガーロード事業として「長崎街道いづかここにアリ！」とキャッチフレーズを掲げたシュガーロードウォークラリーが開催され、各チェックポイントにてシュガーロードに関連する地域の銘菓を味わうことができるなど、参加者からも大変好評であったとお聞きしております。以前から一般質問等においても、このシュガーロードについては、飯塚市をアピールできる絶好の機会でもあると申してきましたが、今後はどのような目的の下、どこを到達点として、この事業を進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

シュガーロード連絡協議会の設立の目的としましては、旧長崎街道・シュガーロードを活用した地域の活性化について、相互の情報交流や共同事業、広報活動等を行い、各都市の個性を発揮した地域づくりの推進に資することとなっております。今後の事業につきましても、協議会の設立目的ののっとり、観光客の満足度を高めるため、長崎街道で結びついた地域の銘菓や食文化、街道と縁のある文化財など、旧長崎街道にある資源の歴史的背景を活用しながら、シュガーロー

ドの価値・魅力を情報発信するなど、広域での観光客誘客の取組につなげられるよう構成自治体と連携いたしまして、日本遺産でありますシュガーロードの認知度向上に努め、観光・旅行コンテンツとしてさらなる磨き上げを進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

よろしく願いいたします。最近、飯塚市内の遠賀川沿いの河川道路を車で走っていると、何となく河川敷が整備されているように思え、きれいになっているような印象を受けました。河川敷の有効利活用に関しましては、以前からいろいろ一般質問等で提案をさせていただいておりますけれども、今後も引き続き、進捗状況、またその他も含めて確認を行っていきたいと考えておりますけれども、以前から何回か言っております日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード」につきましましては、福岡県、佐賀県、長崎県の3県にまたがる広域観光でもありますので、宿泊を伴う周遊観光に来られた方から喜んでいただけるような宿泊できる場所の拡大も必要であると思います。併せて、昨年11月にオープンしたカホテラスや、今年の夏に開業予定のゆめタウンなどと絡めた周遊観光にも、今後、力を入れていただき、市外からの観光客を呼び込むための取組をしっかりとさせていただきたいと、これも要望をしておきます。

では次に、就労支援の充実と労働環境の整備について、お聞きいたします。小学校、中学校、高等学校及び大学とのネットワークを基盤としたデジタル人材の育成を未来への投資と位置づけ積極的に推進するとありますが、どのような取組なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

本市は、小学校、中学校の校長会代表、市内各高等学校、大学の代表者及び飯塚市、飯塚市教育委員会において、定期的な意見交換を図っております。小・中・高・大の一貫した独自のネットワークをつくっており、このネットワークに産業界のご協力をいただき、近い未来を見据え、小・中・高・大の人材育成としてデジタル人材の育成に取り組んでおります。

現在、世界最大のビジネスソフトウェア企業と連携いたしまして、将来、デジタル技術を使うだけでなく、デジタル技術を活用できる人材となるよう、子どもたちの成長段階に応じた取組を実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

デジタル人材の育成が、本市としても、未来への投資とのことでありますので、今後、メリットだけではなくて、この中で課題もまた出てくるかも分かりませんが、今度は逆にデメリットに関しても、大事な子どもたちのことでもありますので、そこはしっかりと把握していただき、慎重かつ着実に推進をよろしく願いいたします。

では次に、生涯学習の振興について、お尋ねいたします。本市には5つの図書館がありますが、イヅカコミュニティセンター内に併設されている飯塚図書館の来館者数と、5館全体の来館者数に占める割合は、直近3年間で、どのような状況なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

飯塚図書館の来館者数と5図書館全体に占める飯塚図書館の来館者数の割合でございますが、令和元年度から令和3年度までの直近で申しますと、令和元年度が、飯塚図書館の来館者数は

19万6579人、5館全体の来館者数に占める割合は55.2%でございました。令和2年度におきましては、飯塚図書館の来館者数は13万2513人で、同じく全体に占める割合は52.7%。令和3年度におきましては、飯塚図書館の来館者数は12万2544人で、同じく全体に占める割合は49.2%というふうになっております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今の部長のご答弁をお聞きしますと、飯塚図書館の来館者数は市立図書館5館全体の約50%、3か年平均で52.4%を占めており、利用者数も多い状況というのが分かります。

そこで、飯塚図書館を利用する際でありますけれども、自家用車で来館される方も多いと思いますが、その際に、駐車場はコスモスコモン東側の立体駐車場や、現在、工事中的コスモスコモン地下駐車場を利用されている方が大部分だと思います。そういった駐車場を利用して、飯塚図書館に来館される方への、何か配慮などはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

ご質問のコスモスコモン東側の立体駐車場、またコスモスコモン地下駐車場を利用して飯塚図書館に来館される方に対しては、図書館の貸出カウンターで貸出しや返却の際に、駐車場利用の有無などをお聞きし、駐車場利用料金の減免処理を行っております。また、貸出し、返却がない場合であっても、図書館を利用される方につきましては、申出により減免処理のほうを行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

図書館を利用する方であれば、図書の貸出しや返却、それ以外でも駐車場の利用料金の減免をいただいているということでもあります。少し掘り下げてお聞きいたしますけれども、駐車料金の減免は幾らぐらいなのか。また、令和3年度で結構ですので、減免件数と減免金額は年間どれぐらいになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

初めに、まず減免金額でございますけれども、駐車券1枚につき200円の減免を行っております。次に、令和3年度の減免件数と減免金額でございますが、減免件数は3万1929件、減免金額は640万5160円というふうになっております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今の部長のご答弁では、駐車場の利用料金は1時間までが200円でしたので、1時間以内の利用だったら実質無料というわけでありまして。しかし、1時間を超えると駐車場利用料金は310円で、200円減免してもらっても自己負担が110円生じていることとなります。さらに4時間を超えると、30分ごとに100円の料金がかかります。飯塚図書館以外の4つの図書館を見ますと、駐車台数は違いますが、それぞれ無料の駐車場があって、ゆっくりと時間を気にせず図書館利用ができるわけでありまして。飯塚図書館が街中にあり、周辺の民間有料駐車場との兼ね合いもあるとは思いますが、施政方針にある学びの機会や情報の提供の推進につなが

ると、私は考えております。また、読書は、これは私個人的な考えなんですけれども、いろいろな偉人の人生を経験できるとも魅力あるものだと、私は考えております。だからこそ、駐車場利用者に対する配慮について、図書館利用者の利用時間の実態などを踏まえ、今後、さらに検討していただくよう、ここでは要望しておきます。

では次に、災害・減災対策の充実についてお聞きいたします。これまで災害の対策については、幾度となく質問をしてきましたが、一度災害が発生すれば、多くの市民の方々の生活への影響が出ることは火を見るよりも明らかであります。様々な証明書の発行や手続が、災害に遭って、心身ともに疲れ切った市民の皆様への対策が最も必要であるため、私は以前から被災者支援システムの導入を提案しておりましたが、その後どのようになっているのかも含め、施政方針で言われている被災者支援を図るためのDX化とは、どのようなものなのかをお尋ねいたします。

○23番（守光博正）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

質問者が申されますように、大規模災害時におきましては、被災者が公的支援を受けるために必要となる罹災証明書の発行や、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の申請等について、迅速かつ効率的に行う必要がございます。その対応といたしまして、内閣府が構築し、地方公共団体情報システム機構が運用を開始いたしました「クラウド型被災者支援システム」を導入する方向で、DX化に取り組みたいと考えております。

その概要でございますが、クラウド型の特徴といたしまして、地方公共団体情報システム機構が運用します自治体基盤クラウドシステムの活用により、最新の住基情報が連携可能であること。罹災証明等の電子申請はもとより、証明書のコンビニ交付が可能であること。様式変更等を含むシステム変更やメンテナンスが容易であること。統一されたシステムであるため、同じシステムを導入しておる他の自治体からのリモートによる支援あるいは受援が可能であることなどが挙げられます。

また、組織内部の連携強化といたしまして、避難行動要支援者名簿の取り込みや、避難所へ避難された方の名簿管理など、将来的には地図情報との連携による情報処理を目標に進めさせていただき考えてございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今のご答弁だと、要するに内閣府が構築し、地方公共団体情報システム機構が運用を開始した「クラウド型被災者支援システム」を導入するということでもあります。大変に、以前からこのシステムというか、若干、名称とかはちょっと違いましたけれども、被災者支援システムの導入を強く訴えておりましたので、ようやくその方向に向かって、今、本市が進んでいるということをお聞きして、大変に歓迎するシステムですので、早急な導入をしていただくことを、ここでも要望しておきます。

では次に、浸水対策事業についてお聞きいたします。飯塚市の浸水対策については、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、排水ポンプ場、遊水池、水路等の整備を進めていくこととなっておりますけれども、計画に基づく、現在までの実施状況はどのようになっているのか。また、今後はどのような計画が進められるか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

飯塚市では、平成15年、21年、22年と大きな浸水被害を受けたことから、平成22年度

に「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定し、平成23年度より事業を実施しております。この基本計画は、短期、中期、長期の3つの計画期間に分け整備を行い、安全安心のまちづくりを目指しているところでございます。

事業といたしましては、令和3年度までの11年間で約86億円を投じ事業を進め、これまでに雨水ポンプ場整備5か所、水路及び河川改修12か所、調整池等の整備7か所、そのほか各所改良や各学校グラウンド等のオンサイト化の整備が完了しているところでございます。今後は、現在継続して実施しております水江雨水ポンプ場の建設、浦田第一雨水幹線の整備のほか、徳前・堀池地区のポンプ場整備や鯉田地区での遊水池の整備などを行っていく計画としております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

平成30年4月豪雨において、甚大な浸水被害を受けた庄司川については、浸水対策重点地域緊急事業により福岡県が整備を進めていると思いますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

庄司川につきましては、令和2年度より5か年計画で、浸水対策重点地域緊急事業として、福岡県が事業主体となり事業が進められております。これまでに、庄司川橋の架け替え工事が完成し、令和4年度からは大橋と大原田橋の2橋の架け替え工事に着手しております。完成は令和5年度の完成を目指しております。また、令和3年度から引き続き進められております河道改修工事に加え、今後は調節池の整備工事についても、令和6年度の完成に向けて取組がなされているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今の部長のご答弁では、5か年計画にて事業が進捗しているということです。庄司川に新設が計画されております調節池について、現在の進捗状況や今後の予定について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

現在、事業を進められております調節池の整備につきましては、令和4年度に調節池建設のための設計業務が行われ、計画が決定しております。調節池の場所といたしましては、津島地区の奈良崎橋上流部の左岸側に配置することとされており、令和5年1月に地元説明会を開催し津島地区の皆様へ周知を行っているところでございます。

現在は必要な用地取得のための関係地権者等と交渉を行っており、用地取得が整い次第、工事に着手する計画となっております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

庄司川については、河道改修や調節池の整備が進んでいるとのことで大変安心しております。今後も引き続き、国・県としっかりと連携を図っていただき、早期に事業が完成できるように取り組んでいただきたいと思います。

また、市の浸水対策においても基本計画に基づき様々な施設の整備等が実施され、浸水被害へ

の対策がなされていることが分かりました。今後も計画を基に、引き続き事業を行っていただき、市内各地区の浸水被害の軽減を図り、安全安心のまちづくりの形成を目指し、今後とも事業を進めていただくよう要望しておきます。

次に、生活安全の向上についてお聞きいたします。犯罪被害者に優しいまちづくりの推進は重要なことだと考えておりますけれども、犯罪が起きない対策も、私は重要だと考えております。その有効な手段の一つとして防犯カメラがあると、以前から言っておりますけれども、質問してきておりますが、その設置について本市はどのような考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

防犯カメラにつきましては、その名のとおり犯罪抑止のための有効な手段の一つであると認識をいたしております。現在につきましても、地域や飯塚警察署と連携をいたしまして、必要な箇所には防犯カメラの設置を進めておるところでございます。今後につきましても、関係者と連携をいたしまして、防犯カメラの設置も含め、有効な防犯対策方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今後も地域や飯塚警察署と連携して、防犯カメラの設置も含め、有効な防犯対策方法については検討していきたいというご答弁でありますけれども、私としては、現状は、もう少しもっとやはり考えていただきたいというのが正直なところでありますけれども、いろいろ前はちょっとあれでしたけれども、全国のいろいろな先進地を調べましたら、荒川区では防犯カメラ設置条例が制定されております。条例制定前には、軽犯罪が年間約3300件ほど起きていたのが、この条例が制定された後には1078件まで減少したとお聞きをいたしました。詳しくご確認していただきたい。私もしっかり、また今後勉強していきますけれども、以前もお話しましたが、痛ましい事件が発生した後に、防犯カメラのおかげで早期に凶悪犯人が逮捕につながった事例もあります。この条例も、それだけ、3分の1に減るということは、もう本当に効果があるのではないかと考えております。

最後に、市民の安心安全及び生命と財産を守ることが、本市の役目だと私も考えております。再度、本市にも防犯カメラの設置条例等も含めて策定をしていただきたいと、ここでは要望をしておきます。

次に、施政方針において、良質な住宅を提供するため、老朽化が著しい市営住宅の建て替えや長寿命化を目的とした改修を推進すると記されております。建て替えについては、現在、相田住宅の建て替えが進められているとのことでありまして、長寿命化を目的とした改修については、どのような工程で進められているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

本市における市営住宅は、主に昭和40年代後半から50年代に建設され、大半が耐用年数を超過しております。このことにより、住宅の更新に要する時期も、同時期で重なることとなり、現状では更新時期が集中し、市の財政に過度な負担を強いることとなります。こうした公営住宅の更新時期の集中化は、本市のみならず全国的にも課題とされており、中長期的な維持管理計画を策定、実施し、各々の団地の寿命を延伸させながら、更新の時期を平準化し、計画的かつ効率的に住宅の維持更新を進めることを目的として、本市において、国の指針に基づき、平成24年

に「飯塚市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、インフラの状態、配置、利用状況、市の人口動向並びに財政状況等を踏まえ、団地の建て替えのみならず、必要管理戸数の予測、居住棟ぐみの外壁補修や、ガス管、給水管の一斉取り換え等、大規模改修などを以後10年間にわたり計画、実行してまいります。なお、現計画は平成30年に改定されており、令和4年度、今年度に見直しを行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

市営住宅の大半が既に耐用年数を超過しているとの説明であります。長寿命化計画の策定段階で、これ以上の住環境の改善が難しいと判断された団地のその後の取扱いについては、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

老朽化が余りにも進み、住環境の保全が困難と判断した住宅につきましては、長寿命化計画にて将来的に建て替え、統合、廃止を検討していくこととなります。検討の中では、先ほどの説明の際にも申し上げましたが、インフラの状態、配置、利用状況、市の人口動向並びに財政状況等を踏まえた上で、十分に検討を行うこととしております。また、対象となる住宅については、公募を停止し、新たな入居をお断りすることとなります。こうした物件が散見されるようになった団地内に今もお住まいの方がいらっしゃる場合には、市のほうで住宅の実情をご説明した上で、あらかじめ市が用意いたしました他地区への市営住宅をご案内し、ご希望に沿う住宅があれば、過度な老朽住宅からの移転として、政策的移転をお願いしていくこととなります。このように入居者がいなくなった時点をもって、対象となる住宅の解体等を検討することとなりますが、本市の公共施設のあり方に関する第3次実施計画においては、市の人口動向並びに財政状況等を踏まえ、2025年、令和7年度を目標に市営住宅の必要管理戸数を現在の4355戸から約3800戸まで調整することとしており、こうした解体につきましても、この調整の過程における一環と位置づけております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今後の管理戸数の調整により解体された市営住宅跡地は、それぞれまとまった面積を有しており、その後の活用策も様々な案を幅広く検討できるものと考えております。十分に議論と検証を重ね、今後の市の発展に大きく寄与できる最善の策をもって活用していただきますようお願いして、この質問を終わります。

次に、公共交通の充実について、お聞きいたします。民間公共交通機関の確保・維持に取り組んでまいりますと示されておりますけれども、数年前には西鉄バスが市内数箇所において路線の廃止が行われ、地区住民は大変に困ったという状況が発生しています。市民の生活維持には、民間公共交通の運行、特に路線バスの運行継続が大変重要であり、今後もその確保・維持していく必要があると思いますが、市はどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市内を運行しております民間バスは、西鉄バス筑豊による5路線となっております。路線維持のため、本市では令和3年度以降は全5路線の赤字補填を行い、運行事業の支援を行っており

ます。また、今年度から新たな交通体系による運行を始めておりますコミュニティ交通は、民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担することで公共交通事業の全体を維持していくとの考えに基づき、民間事業との競合回避、相互乗継利用の円滑化などに取り組み、民間バスの確保・維持に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

では次に、コミュニティ交通については、今年度から新たな交通体系での運行が始まっておりますけれども、その全体事業費はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

コミュニティ交通の事業費ですが、これは令和5年度の当初予算ベースでお答えしますと、コミュニティバス2路線の運行費用は2097万4千円、路線ワゴンの費用を含め、9地区を運行しています予約乗合タクシーの運行費用は8042万1千円、10地区を運行していますエリアワゴンの運行費用は3375万4千円でございます、コミュニティ交通全体の合計は1億3514万9千円となっております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

コミュニティ交通につきましては、従来の予約乗合タクシー、コミュニティバスの運行に加えて、今年度からはエリアワゴンの運行も行われ、利便性の向上が図られており、身近な移動手段として多くの方に活用されている状況をお聞きます。合併以前には、旧4町地区で地区内を福祉バスが無料で運行していましたが、そのような利用負担の低減にも今後はできれば努めていただきまして、より多くの方が利用しやすくなるように取り組んでいただきたいと、ここでは要望しておきます。

次に、市道の舗装整備状況について、お尋ねします。舗装整備については、計画的に実施されていると伺っておりますが、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

市道における舗装の整備につきましては、修繕計画に基づき優先順位を決定して、幹線市道におきましては、国庫補助金や起債を活用し実施しております。また、そのほかの市道につきましては、損傷の状況や危険性の高い箇所から順次、修繕を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

それでは、令和3年度の実施状況についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

お尋ねの令和3年度の実績についてでございますが、幹線市道につきましては、9路線、延長で約5700メートルを実施しております。また、そのほかの市道につきましては、42路線、延長約3400メートルを実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

市道の維持管理については、路線数も多く、総延長もかなりの長さで大変だとは思いますが、なかなか目の行き届かない、十数年、改善がされてないようなところもございます。今後とも修繕計画に基づき、できる限り安全で快適な道路環境を維持していただきますよう、ここでは要望しておきます。

次に、水道事業についてお聞きします。水道普及率は現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

行政区域人口に対する給水人口の割合となります水道普及率は、令和4年3月末で97.03%となっております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

では、未給水となっている区域の整備について、現在はどのように進めておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

計画給水区域内における給水につきましては、生活水の確保として、未給水区域を解消していくことに努めておりますが、飯塚市水道事業給水条例により、給水申込みに応じるための申請家屋前面までの新たな配水管の工事費は、給水申込者の負担となっております。ただし、既存の住宅で地下水の枯渇等による生活水確保のため、新たな配水管を布設する必要がある場合、その工事負担金については、申請地区に家屋が2戸以上あり、工事費の30%を地域で負担していただくことの同意を条件に、残りを企業局が負担することで、個人の負担軽減を図る取扱いを行っております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

様々な負担軽減をしていただいていることには感謝申し上げます。その上で、いまだ水道が通ってなく、井戸水を利用されている地域もあると聞き及んでおります。井戸水にも限界があるのではないかと思いますし、また衛生上のちゃんとした検査はしっかりしますが、問題も心配であります。課題はたくさんあると思いますが、個人負担のさらなる軽減策を講じていただきますよう、ここでは要望しておきます。

最後に、環境にやさしいまちづくりについて、お聞きいたします。世界各国が2050年までにカーボンニュートラルを目標とする動きが広がり、我が国においても「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。さらに2030年度における温室効果ガスの削減目標を、2013年度比46%の削減を目指しております。「第3次飯塚市環境基本計画」に掲げる基本目標の達成に向け、循環型社会の形成をしていくこととありますが、どのような取組をされているのか。また、その達成については、どのような感じなのかをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

「第3次飯塚市環境基本計画」に掲げております基本目標「循環型社会・脱炭素社会の実現」に向けて、「4Rの推進」、「省エネ活動・再生可能エネルギー導入の促進」を施策方針としております。主な取組としましては、ごみ発生の抑制としてマイバック持参運動、食品ロスの削減、リサイクル・再資源化の推進としまして、ペットボトルキャップの回収、拠点回収ボックスの設置、資源回収団体奨励補助金の交付等を行っております。また、温室効果ガス排出量削減の取組としましては、家庭や事業所等への省エネ・再エネ設備導入の促進、地産地消の推進、併せまして、エコスタ、一斉清掃などのイベントの実施、市報やホームページ、SNS等を活用した啓発事業に取り組んでおります。今後も環境にやさしいまちづくりを目指し、市民、団体、企業等と協働・連携して、循環型社会の形成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

今、世界各国では温室効果ガス排出量の削減など地球温暖化防止に向けた取組が急加速している状況であります。先ほども述べましたが、温室効果ガスの削減目標値が2013年度比で46%、2050年には実質ゼロとなっております。本市においても「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年に温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指しております。この目標達成に向けて、市民、団体、事業者等と協働・連携し、今後も継続して循環型社会の形成、環境にやさしいまちづくりの推進を図っていただけますよう要望をしておきます。

最後になりますが、長年ご要望してきて、ようやく実現する政策もありますが、今後の課題解決に向けたご提案を今回も幾つかさせていただきました。先ほどのデジタル人材は、未来への投資との本市の考えではありませんが、私のご提案も、本市として市民の皆様が笑顔になるための未来への投資だと考えますので、1日も早く実現へ向けて検討していただくことを、最後に強く要望いたしまして、施政方針に対する私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

以上をもちまして、代表質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。27番 道祖 満議員に発言を許します。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今回は質問通告に従いまして、「紙おむつの処理について」、提案をしていきたいというふうになっておりますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

ここに、令和5年1月23日の事務連絡といたしまして、各都道府県・市町村保育主管課に対して、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、内閣府子ども・子育て本部参事官付等々で事務連絡が出されております。これについて、飯塚市では承知しているのかどうか、まず、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

承知しております。この事務連絡には、「使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは保護者にとっては大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても、負担軽減につながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとする。」と示されておりますことから、市内の保育施設等にはいち早く周知をしたところでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この事務連絡にあります使用済みおむつとは、通常、紙おむつと言われているものですか、確認いたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この中では、「使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは保護者にとっても大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業務がなくなることで、負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとする。その際、保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業により、使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等の費用の補助を行うことが可能であるため、積極的にご活用いただきたい。」とあります。飯塚市で対象となる保育関連施設は幾らありますか。また、対象となる施設での使用済みおむつの取扱状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

お尋ねの保育環境改善等事業の対象となる保育関連施設は、私立の保育所、幼保連携型こども園、保育所型こども園であり、合わせますと25園ございます。対象となる施設での使用済みおむつの取扱状況につきましては、9園が保護者の持ち帰りとなっております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

先ほど質問した際、この通知について、保育所等に周知をしておるということでありましたけれど、今お尋ねの答弁では、まだ9園が保護者の持ち帰りとなっておりますとのことでございます。対象となる保育関連施設全てで、この使用済みおむつの処分は可能であるのでしょうか。といいますのは、するべきだと思いますけれど、その辺はどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

紙おむつを保護者持ち帰りにしている園については、園の保育方針等で持ち帰りとしているものと思われませんが、使用済みおむつを園で処分することにつきましては、国からの推奨を踏まえ、

各園との協議を行い、ご理解いただければ、園での処分は可能と考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ぜひ9園については、国の考えを詳しく説明していただいて、持ち帰りではなく、園で処理をするということで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、保育関連施設での使用済みおむつの処分は、一般廃棄物として施設から出され、市の清掃工場で最終処分されていることと思えますけれど、そのとおりですか。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

そのとおりでございます。事業系の一般廃棄物として収集されておりますので、清掃工場での最終処分となっております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、お尋ねいたしますが、保育関連の各施設から出される使用済みおむつの量は、対象となります25園あるわけでございますけれど、1日幾ら、また年間どの程度の量になるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

使用済みおむつの量につきましては、各施設とも毎回記録はしていないものと思われます。しかし、「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」には、使用済み紙おむつの排出量の推計の仕方が掲載されておりますので、その方法で推計しますと、本年1月1日現在の入所者数3534人のうち、各年齢の入所者数に国の係数を乗じて得た数が、1日当たりの排出量となり、456キログラムでございます。また、年間にいたしますと約166トンとなります。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、保育関連施設以外で紙おむつを使用している施設は、高齢者の介護施設等が考えられますが、高齢者の介護施設等での使用済み紙おむつの処分状況はどうなっておるのか、確認させていただきます。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

質問議員ご質問の高齢者施設でございますが、高齢者施設ではおむつを持ち帰っていただくことができませんので、各施設で処分されております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

高齢者の介護施設等からの使用済みおむつは、一般廃棄物として施設から出され、市の清掃工場で最終処分されていると思えますけれど、そのとおりでしょうか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

そのとおりでございます。先ほど答弁いたしました保育関連施設と同様に、事業系の一般廃棄物として収集されておりますので、清掃工場での最終処分となっております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、お尋ねいたしますけれど、高齢者介護施設等から出される使用済みおむつの量は1日幾ら、年間幾らになると思われませんか。

保育関連施設、高齢者の介護施設等で使用済みおむつ、紙おむつをまとめて一般廃棄物として出すことができるのであれば、一般の家庭から出される一般廃棄物と分離して回収することが可能ではないかと考えますけれど、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

まず、使用済みのおむつの量につきましてお答えさせていただきます。先ほど答弁いたしました保育関連施設と同様に、各施設とも、毎回記録はしていないものと思われませんが、先ほどの国のガイドラインの推計方法で推計しますと、国の係数に居住系の高齢者介護施設等の入所定員、3662人を乗じて得た数が1日当たりの排出量となり、1日当たり約3735キロ、年間にしますと約1363トンの量となります。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

私のほうからは施設から出される使用済み紙おむつを一般家庭からのごみと分離して回収することが可能かというご質問に対してお答えをさせていただきます。これにつきましては、各保育関連施設や介護施設等が、例えば、紙おむつ用のボックスを設置するなど、通常の事業所ごみと区分して保管することができ、また、通常の可燃ごみ回収とは別に自己搬入を含め、処理場までの新たな回収手段を確立することができれば、可能であると考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ちょっとここで、先ほど、保育園は1日当たり456キログラムと言われていましたよね。高齢者施設は1日当たり約3735キログラムと言われておりましたけれど、やはり子どもと大人の差は、こんなにあるんですか、量は。1人当たりの排出量というのは。まずは、それを確認いたします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

国の係数が、大人のほうが係数が大きくなりますので、その数字を掛け合わせますと、この数字というような形になっております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そしたら、数字に間違いはないということですね。ということは、3735キログラムと

456キログラムを足すと4191キログラムになりますね。なりますでしょう。これは4トンを超える量というふうになりますよね、表現として。違いますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

先ほどお尋ねいたしましたけれど、これが保育園と高齢者施設で集めることができれば、そこで、一般家庭から出される一般廃棄物と分離し回収することができるということでありました。改めてそれを確認いたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今質問者がおっしゃったとおりでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

それで、ここに、環境省リサイクル推進室から令和2年、2020年ですね、12月に、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインについて」が出されておりますが、もうこれご承知でしょうね、先ほど計算はこれによってからしているということでしたから。まず、承知しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

このガイドラインにつきましては、使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインにつきましては、環境省リサイクル推進室が作成したものでございまして、高齢化に伴い、消費量が年々増加している使用済み紙おむつについて、市区町村等が殺菌等の衛生的処理をした上で、パルプ等の再生利用や熱回収を行うことを検討するための参考となるよう、使用済み紙おむつ再生利用等の検討の流れ、取組事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインでございます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この中に、一般廃棄物に占める使用済み紙おむつの割合は、2015年度では4.3%から4.8%と推計される。2030年度では6.6%から7.1%と推計され、地域によってはより高い比率になる可能性もあると言われておりますが、この割合で考えると、市の状況はどうなるのか、お尋ねします。先ほど1日4トン以上の紙おむつが出るという数字はいただきましたけれど、市の状況についてどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

一般廃棄物の排出量は、2022年、令和4年3月に策定いたしております一般廃棄物処理基本計画に記載している実績値を用いまして、ガイドライン基準で算出をいたしますと、

2015年度、平成27年度の使用済み紙おむつの排出量は2654トン、比率は約5.7%と推計され、全国平均よりも高いものとなっております。また、同計画の推計値で同様に算出をいたしますと、2031年度、令和13年度の使用済み紙おむつの排出量は2604トン、比率は約6.2%と推計され、現在よりも紙おむつの比率は高くなると予想されます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

参考までにお尋ねいたしますけれど、今、飯塚市の1日の一般廃棄物の処理量は何トンですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

申し訳ございません、年間でよろしいでしょうか。例えば、2015年度の一般廃棄物の排出量で申しますと、4万6744トン、2031年度、先ほど申しました令和13年度の一般廃棄物排出量は4万2105トンということで推計しております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

だから、約5.7%の量になるというふうに理解してよろしいですね。

では、次にお尋ねしますが、飯塚市では、「第3次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画・区域施設編）」を2020年3月に作成しておりますけれど、その中で循環型社会の形成として目標に限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくりを掲げ、ごみの減量化、分別の徹底に取り組んでいますが、その結果はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

第3次飯塚市環境基本計画につきましては、質問者も言われましたとおり昨年3月に作成して、1年が経過しようとしておりますが、結果としての数値はまだ確定してはおりませんが、再資源化を図るための施策として4Rの推進をしております。また、限りある資源を循環させる取組としましては、ペットボトルキャップの回収事業の促進や、資源回収団体奨励補助金の交付、拠点収納ボックスの設置などを実施しております。また、ごみゼロの社会づくりのための取組としましては、マイバッグ・マイボトルの使用、食べ残しや食品ロスの啓発等、日常でのごみの発生を抑制を推進しております。今後におきましても、市民への啓発等を含め、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

2018年に、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されておりますけれど、「持続可能な社会づくりとの統合的取り組み（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）」として、多種多様な地域間循環、共生圏形成による地域活性化、適正処理のさらなる推進と環境再生、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築が計画の構成とされております。このことは御存じでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今質問議員が言われました、第四次循環型社会形成推進基本計画におきましては、1つ目に、多種多様な地域環境共生圏形成による地域活性化。次に、適正処理のさらなる推進と環境再生、3つ目に、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進。4つ目に、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供する、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環。最後に、災害時における適正な迅速な処理のために、自治体、地域、全国レベルにおいて、平時より重層的な廃棄物処理システム強靱化を図る万全な災害廃棄物処理体制の構築。以上のような構成となっております、基盤整備や目標値、国の取組なども示されております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

国は、循環型社会をつくっていくんだということを訴えておるんだらうというふうに私は理解しておりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

はい、そのような理解でよろしいと思います。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン、先ほど言いました、環境省リサイクル推進室が、令和2年12月に出されているものの中では、紙おむつに対して、その排出状況の把握、2として、収集・運搬方法、3として、再生利用等方法、4として、住民・事業者への周知・協力依頼、5として、再生利用等の開始について記載されております。また、4つの方式の再生利用等方式が紹介されておりますが、これは、環境省として、既に使用済み紙おむつを再生利用するについてのガイドラインですから、今言った5つの手続を行って、取り組むことができるというご案内だというふうに私は理解しておりますけれども、そのとおりなのかどうかというのと、また、ここまでこれに書いておりますように、既に使用済み紙おむつの再生事業に取り組んでおります地方公共団体についてもご紹介されております。このガイドラインの内容を承知ならば、今言ったことについての答弁をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まずは、1つ目の、このようなプロセスといたしましうか、過程を経ればということは、そのとおりだと思います。

続きましてガイドラインの中において、福岡県大木町、鹿児島県志布志市、あと鳥取県伯耆町がそのような導入自治体として紹介をされています。その中で福岡県大木町について申しますと、2008年、平成20年に、もったいない宣言をし、3年間のモデル事業を経て、2011年、平成23年から、使用済み紙おむつを入れる15リットルの専用袋を作成し、また、専用回収ボックスを町内59か所に設置して、分別回収を開始しております。効果については、2018年度、平成30年度には、家庭系使用済み紙おむつの86%を回収し、ごみの減量化が図られ、また、環境先進地としての地位向上、イメージアップに寄与でき、国内外から視察が増加したと紹介されております。

また、環境省におきましても、市町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に対しての交付金支援も行われております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この中で先ほど、排出状況の把握等5つのガイドラインで示されていますよということを言いました。それはもう読んでいただいて、理解していただいているようですけど、排出状況、1番初めに言ったように保育園で紙おむつを集めなさいと。持ち帰ることをしないで、保育施設として、一般廃棄物を出すということですよ。だから1か所に集めるということができるということですよ。これは高齢者施設でもそういうふうに行っていると。ということは、収集場所はもう安定しているということですよ。そこで収集するということができれば、一般廃棄物と一緒に燃やしているものは分離することができるということでしょう。それは、逆にここに書いているように、別方法で燃やすことなく、循環型社会に合わせたリサイクルをなさいと。それは4つの方法がありますよというふうに言っているんですよ。だから、排出状況を把握して、収集運搬方法も工夫できると思います。あと再生利用方法については、どの方法が4つのうち1番飯塚市に合っているか、これは研究をしなくてはいけないと思いますけれど、一応保育施設で集めることができれば、私は分離収集ができるというふうに思っておるんですけど、再度お尋ねしますが、その点については、可能なんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたが、使用済み紙おむつ専用のボックスを設置するとか、事業所ごみと区分して保管することができ、また、通常の可燃ごみ回収とは別に、自己搬入を含め、処理場までの新たな回収手段を確立することができれば、可能であると考えております。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

紙おむつというものは、水分が結構含まれていると思うんですよ。その実態はどうですか。何%ぐらい。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

申し訳ございません、水分が何%というのはちょっと分かりかねます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ちゃんと書いているんですよ、環境省は、きちっと水分を含みますよということで、確か、4分の1は水分だというふうに書いてあったと思うんですけどね。何を言いたいかというのですね、ガイドラインの中で、し尿を吸収して、重量が4倍になると、ごめんなさい、4分の1じゃなくて4倍になると、重量がですね。これ当然、水分を含んでおるからですね、私が言いたいのは、これを一般廃棄物でそのまま、今でもクリーンセンターなり、今度は桂苑で2市1町のごみは焼却するようになるんですけど、どんな焼却方法でも、水分があるということは燃焼効率が悪いと思うんですよ。そう思いません。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

確かに水分を含んでいるか、含んでいないかで、かなりの燃焼効率が違うというふうに思います。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

そこで、今度の施政方針でも、循環型社会を形成していくと、広域的視点でこれについては取り組んでいくということなんですよね。これはいろいろ代表質問でも質問があったようですが、今、広域で、新しい清掃工場の2030年稼働を目標に、その時点でカーボンニュートラルということで、取り組んでいこうとしております。そのときに、これはその時期でありますから、この紙おむつを分離回収して、別の形で再生化すると。そういう方法を考えると、単純に言えば、燃焼するごみの量は減ると。しかも水分量が減ってきますから、補助燃料、もしくは燃焼の時点のエネルギーが削減できるということになるのではないかと私は思います。それで、施政方針等で言われておりますように、循環型社会の形成、限りある資源をしっかりと循環させるごみゼロの社会づくりを目標に掲げておりますので、既に他の自治体では、ごみの再資源化に、この使用済み紙おむつの再生について取り組んでおるわけです。先ほど言いましたように、今2市1町のごみ処理施設を造ろうとしておりますので、この際ですから、2市1町で効率のよいごみの焼却場を造るならば、この2市1町で、使用済み紙おむつの再生事業に取り組むほうが、国が求めているというか、社会が求めている循環型社会づくりに貢献するのではないかと思いますけれども、行政はいかがお考えになりますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、ごみの再資源化については、循環型社会の形成を目指す上で、重要な課題であるとともに、ごみの焼却量やCO₂の削減にも非常に有効であるというふうに認識をしております。現在、ふくおか県央環境広域施設組合において、新清掃工場の建設を、2030年度、令和12年度を目標に取り組んでいるところでございます。その中で、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集等をはじめ、様々な廃棄物についての分別項目や再商品化の方法等を、当該施設組合及び構成市町と協議・検討を重ね、取り組んでいくこととなります。先ほどから使用済み紙おむつの再生事業につきましても、ガイドラインの中にも、方法等も列挙してありますし、今質問者も言われますように、循環型社会形成に向けた取組としては、大きな効果があるのではなかろうかというふうに思いますので、この事業につきましても、今後、施設組合及び構成市町の中で十分連携・協議しながら、提言等を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（秀村長利）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ぜひ、できることから循環型社会をつくっていかなくてはならないというふうに私も思いますので、関係団体、関係部署と十分協議をして、この際ですから広域で取り組んでいただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明3月2日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時05分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	19番	田中博文
5番	金子加代	20番	鯉川信二
6番	兼本芳雄	21番	城丸秀高
7番	土居幸則	22番	松延隆俊
8番	川上直喜	23番	守光博正
9番	永末雄大	24番	瀬戸光
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

(欠席議員 2名)

10番	深町善文
17番	福永隆一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書 記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書 記 生山 真希

書 記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長職務代理者 久世 賢治
副市長

福祉部次長 長尾 恵美子

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 臼井 耕治

教育長 武井 政一

都市建設部次長 大井 慎二

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大